

平成２７年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の結果に関する報告書

平成２８年９月

佐賀県教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律
第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年度に
おける教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
の結果について報告します。

平成 2 8 年 9 月 1 日

佐賀県教育委員会

目 次

◆ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要	1
◆ 1 平成27年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価	3
◆ 2 「平成27年度佐賀県教育の基本方針(改訂版)」に基づく取組の実績に関する点検・評価	9
「平成27年度 佐賀県教育の基本方針(改訂版)」体系図	9
基本方針Ⅰ 確かな学力を育む教育の推進	10
基本方針Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進	28
基本方針Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進	39
基本方針Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進	48
基本方針Ⅴ 教育活動を支える環境の整備	66
基本方針Ⅵ 文化財の保護	82
【参考】 用語解説	90

＜教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要＞

平成１９年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成２０年度から実施しています。（同法第２６条第１項）

上記の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。（同法同条第２項）

また、点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表の方法については、特に国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

１ 点検・評価の内容

- （１）平成２７年度佐賀県教育委員会の運営状況
- （２）「平成２７年度 佐賀県教育の基本方針(改訂版)」に基づく取組の実績

２ 点検・評価の方法

教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

【有識者】

（敬称略 五十音順）

氏 名	所 属	職 名
上野 景三	佐賀大学院学校教育学研究科	教授
澤野 善文	株式会社佐賀新聞社	執行役員編集局長
武田 徹	（元）鳥栖市立鳥栖小学校	校長
坪田 順子	学校法人大浦学園 大浦ふたばこども園	園長
山口 ひろみ	NPO法人唐津市子育て支援情報センター	センター長

3 審議の経過

- (1) 平成28年7月22日(金)
教育委員勉強会を開催し、自己評価案について協議
- (2) 平成28年8月5日(金) (1回目)
平成28年8月10日(水) (2回目)
点検・評価に係る有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取
- (3) 平成28年8月24日(水)
定例教育委員会において、「平成27年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を審議し、議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 平成27年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価

(1) 教育委員会の概要

<教育委員会の目的>

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、広く地域住民の意向を反映した責任ある教育行政を実現する。

<教育委員会制度の仕組み>

- (ア) 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置。(本県は、文化(文化財の保護を除く。)、スポーツ(学校における体育を除く。)、社会教育(P T Aに関すること等を除く。))については、知事部局で所管。)
- (イ) 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- (ウ) 教育委員会は、教育長及び委員をもって組織され、その会議を通じて教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- (エ) 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。
- (オ) 教育長(※)は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は3年。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行され、同日以降に就任する教育長については、従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」として規定された。本県では、平成27年5月29日付けで新「教育長」が就任した。

<佐賀県教育委員会の委員定数>

5人

※ 根拠：佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例

※ 新「教育長」の就任に伴い定数1減(従来は、教育長は教育委員のうちから教育委員会が任命)

<佐賀県教育委員会（平成28年3月31日現在）>

職 名	氏 名	職 業
教育長	古谷 宏	元県本部長
委員（教育長職務代理者）	浦郷 公道	元県立高等学校長
委員	牟田 清敬	弁護士
委員	小林 由枝	保護者
委員	音成 洋子	会社役員
委員	加藤 雅世子	私立専修学校長

（２）教育委員会の主な活動内容

<教育委員会会議>

（ア） 教育委員会会議の開催回数**○ 平成27年度実績**

定例会：12回、臨時会：5回、勉強会：16回、総計：33回

○ 平成27年度 議決の状況（付議事項数…計61件）

ア 議会提出議案に対する意見	… 7件
イ 教育委員会規則・規程の制定・改廃	… 15件
ウ 職員の人事関係	… 13件
エ 協議会・審議会委員の任命・委嘱	… 2件
オ 文化財の県指定	… 1件
カ 基本方針・計画の策定	… 5件
キ その他	… 18件

（イ） 教育委員会会議（定例会、臨時会）の傍聴者数**○ 平成27年度実績**

延べ16人

（ウ） 教育委員会会議の議事録の公表**○ 平成27年度実績**

詳細な議事録を作成し公表

○ 公表内容

- ア 開会及び閉会に関する事項
- イ 教育長及び出席委員の氏名
- ウ 教育長、委員及び会議に出席した者の氏名（傍聴者を除く）
- エ 教育長等の報告

- オ 議題及び議事
- カ 議決事項
- キ その他教育長又は会議において必要と認めた事項

<委員の活動>

(ア) 委員の所管施設等訪問状況

○ 学校訪問、会議・行事等への出席状況

ア 学校訪問	… 11回
イ 県議会への出席	… 3回
ウ 教育委員会以外の会議や大会等への出席（総合教育会議を除く）	… 18回
エ 研修会・意見交換会への出席	… 4回
オ その他視察等	… 2回

<附属機関の運営状況>

(ア) 佐賀県いじめ問題対策委員会

○ 平成27年度実績

開催回数：4回

○ 主な審議内容

- ア 佐賀県いじめ防止基本方針の推進状況について
- イ 佐賀県教育委員会のいじめ防止重点対策について
- ウ 重大事態への県立学校及び教育委員会事務局の対応について

(イ) 佐賀県教科用図書選定審議会

○ 平成27年度実績

開催回数：2回

○ 主な審議内容

- ア 平成28年度以降使用する中学校及び特別支援学校中学部の教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- イ 県教育委員会が示す教科用図書選定の資料について

(ウ) 佐賀県文化財保護審議会

○ 平成27年度実績

開催回数 全体会：2回、第1～第4部会：各2回

○ 主な審議内容

- ア 平成27年度佐賀県文化財の指定について（全体会・第1部会・第3部会）
- イ 佐賀県文化財指定候補についての検討（第2部会・第4部会）

ウ 佐賀県内の無形文化財に関する懸案事項について（第2部会）

＜総合教育会議＞

（ア） 総合教育会議への出席回数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、地方公共団体の長（佐賀県知事）が設置する総合教育会議について、以下のとおり知事と教育委員会との協議が行われました。

○ 平成27年度実績

回数：4回

○ 主な協議内容

- ア 佐賀県総合教育会議の設置について、佐賀県教育大綱について（第1回）
- イ 佐賀県教育大綱（案）について（第2回）
- ウ 教育におけるICTの利活用状況について（第3回）
- エ ICTを使った教育の今後の取組について、平成28年度教育関係予算の編成に向けて（第4回）

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

- （ア） 教育委員会会議については、定例会や臨時会を毎月1回以上開催しました。特に平成27年度は、障害のある幼児児童生徒の現状、課題、今後の取組等について詳細に検討の上、「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」を決定しました。また、それぞれの課題やテーマについて勉強会の開催や学校訪問等による実態把握など、円滑な会議運営と議論の活性化を図りました。特に学校訪問については、小学校低学年の指導等における教員の工夫や、電子黒板の活用状況など現場の実情を把握することができました。
- （イ） 教育委員会会議を公開し、会議の概要、会議資料及び詳細な議事録をホームページに掲載するとともに、本庁及び各総合庁舎（7か所）に設置している「情報提供窓口」において閲覧できるようにすることで、教育委員会の透明性の確保に努めました。
- （ウ） 佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議を開催するなど、市町教育委員会との意思疎通を図りました。同会議では、土曜授業について県と市町の役割分担や連携の在り方などに関する率直な意見交換を行い、今後の連携強化の参考とすることができました。また、旧教育事務所の管轄単位での県・市町教育長地区別意見交換会を開催し、各地域の教育課題についての意見交換を通して、市町教育委員会とのより一層の連携の強化に努めました。
- （エ） 中学校第1学年における小規模学級又はティームティーチングの選択制導入校等を訪問するなど、県内各地の学校を訪問し、授業参観や意見交換を行うことで、現場の実態を把握するとともに、事業の効果や課題の検証に努めました。
- （オ） 公安委員会との意見交換会を開催し、「少年非行の未然防止と再発防止について」というテーマで意見交換を行い、現状や対応策に関する共通認識の形成と併せて、関係機関

が連携して子ども達に愛情を持って接し、家庭に対しても働きかけを行っていくことの重要性について再認識しました。その後、スクールサポーター、生徒指導支援員、佐賀県警察本部生活安全部少年課、佐賀県教育委員会教育庁学校教育課などを交えた連絡協議会を行いました。

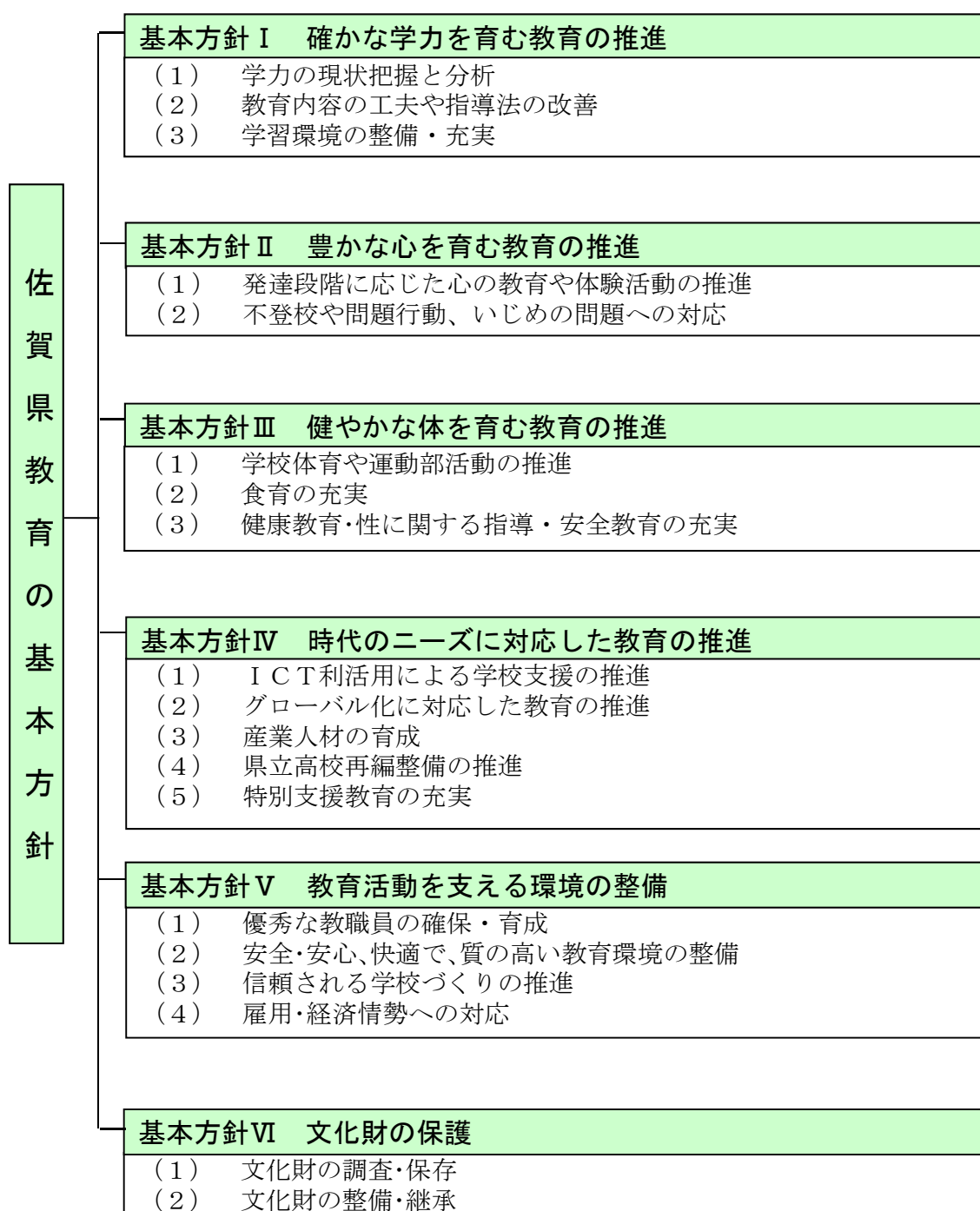
- (カ) 教育委員会事務局の組織については、当面の教育課題に対応するため、平成２６年４月に大きな改正（教育情報課の新設、特別支援教育室の新設及び保健体育室の新設等）を行ったことから、平成２７年度は体制を維持し、継続的な取組をしっかりと行っていくこととしました。

＜平成27年度実績評価（外部評価）＞

- (ア) 各分野において熱心に取り組んでいるという印象を受けた。教育委員会会議については、26年度と比べて回数も増えているので、様々な問題があがってきており、苦勞していることだろうと思う。
- (イ) 教育委員会会議については、透明性の確保に更に努める必要がある。傍聴者については、マスコミ関係者ばかりで開催日についても一般の方々への周知がほとんどなされていない。透明性を掲げるなら、傍聴方法などについても改善をお願いする。
- (ウ) 教育委員会会議については、公開可能部分の積極的な公開や、議事録の作成など透明性の確保に努めていることに対して一定の評価は得られていると思う。しかし、会議の傍聴者が16人というのは勿体ないと感じる。県教育委員会がどのような考えで教育行政に取り組んでいるか、もっと県民の方々に知ってもらうために、傍聴者の数を増やす工夫も必要ではないか。
- (エ) 「委員の活動」を見たときに、26年度と比べると回数がかなり減っている。減った理由はあるだろうが、26年度については評価をしていたところなので、検討をお願いしたい。

２ 「平成２７年度 佐賀県教育の基本方針（改訂版）」に基づく取組の実績に関する点検・評価

「平成２７年度 佐賀県教育の基本方針（改訂版）」 体系図



基本方針Ⅰ	確かな学力を育む教育の推進
-------	---------------

<平成２７年度施策の取組方針>

確かな学力の定着のため、学力の現状把握と分析、教育内容の工夫や指導法の改善に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導の充実やＩＣＴ利活用による学校支援の更なる充実により、教育の質を向上させ、児童生徒一人ひとりが意欲を持って主体的に学ぶ態度を育成し、学力の向上につなげます。

(１) 学力の現状把握と分析

児童生徒の学力や学習状況の現状を把握・分析し、その結果を各学校などへ提供するとともに、学校独自の分析に対する支援を行い、分析結果の活用促進を図ります。また、分析結果に基づいた研修等により、授業改善を図ります。

(２) 教育内容の工夫や指導法の改善

児童生徒の学力向上を目指し、教育内容の工夫や指導法の改善を図ります。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、研修等を通じて、言語活動の充実など、確かな学力を育む指導の充実を図ります。さらに、高等学校では、先進県派遣等による教科指導力等向上研修や大学受験力及び学力向上に向けた合同学習会、専門高校の基礎学力向上対策を行い、高校教育全体の学力向上を図ります。また、科学的思考力育成に取り組み理数教育の充実を図ります。

(３) 学習環境の整備・充実

少人数授業やティームティーチングによるきめ細かな指導、ＩＣＴ利活用による学校支援の効果的な実施により、教育の質の向上が実現できるよう、学習環境の整備・充実を図ります。また、校種間連携の推進、学校図書館を活用した読書活動の充実や大学と連携した研究等に取り組みます。

<関係課>

教育振興課、教育情報課、学校教育課

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) 学力の現状把握と分析

○ 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進（教育振興課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 3年ぶりに理科が実施された平成27年度全国学力・学習状況調査※（以下「全国調査」という）の結果（平成27年8月公表分）は、国が示す「標準化得点」で見ると、全国平均以上となったのは、実施された10区分中3区分（小6国語A、小6国語B、小6理科）でした。
- (イ) 県教育委員会では、採点結果のばらつきの防止のため、採点・分析委員会を開催して採点要領を作成しました。また、各学校での採点結果を集計・分析し、調査結果が各学校で積極的に活用されるよう、市町教育委員会や各学校へ速やかに情報提供を行いました。
- (ウ) 児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組むため、4月は小学校5年から中学校3年まで、12月は小学校4年から中学校2年までの全員を対象に佐賀県小・中学校学習状況調査※（以下「県調査」という）を実施しました。
- (エ) これまで運用してきた諸調査集計・分析システムについては経年で同一児童生徒、同一学年の各種正答率のグラフ及びデータ資料等を見られるように一部を変更しました。このことで、当該年度だけではなく、経年で児童生徒の変容を把握し、より細かく一人ひとりに応じた指導や教師の指導方法改善に生かすことができるようになりました。
- (オ) 調査の分析と結果の活用についての意義は、ほとんどの学校で理解が進み、学力向上コーディネーターを中心に学力向上対策評価シート※が作成されました。
- (カ) 平成27年度の学習状況調査の分析・活用講座は、4月調査と12月調査の結果を基に実施するため、それぞれ6月と2月の年2回、教育事務所別に開設しました。同講座には、教員155名が参加し、分析システムから出力される県調査結果についてデータの見方や分析の仕方、分析を生かした校内研修のアイデアについて研修を行いました。

イ 課題・問題点

- (ア) 各学校においては、調査結果を基にした現状把握の意義についての理解が着実に進んだことから調査の分析や結果の活用について、教育センターへ所外援助を要請する学校が80校あり、できる限り依頼に対応しましたが、優先順位を決めて対応している状況であり、今後は学校レベルでの分析ができる教職員を増やす必要があります。
- (イ) 今後、各学校での課題改善の取組の充実には、学力向上対策評価シートを活用し、学校全体の学力傾向や課題について全教職員の間で共有するとともに、学校として

組織的に取り組む必要があります。

- (ウ) また、学力向上に向けて全国調査及び県調査の結果を活用したPDCAサイクルが、学校現場でより機能するよう啓発していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 平成28年度においても、児童生徒への調査結果の返却と指導法の改善等を迅速に実施することや、学校現場による詳細な実態把握を行うことを目的として、採点及び集計・分析システムへの入力を各学校単位で実施し、短期間での結果集計を行います。
- (イ) 学力向上対策評価シートが、各学校にとって調査結果を指導法改善につなげる上で、より有用感のあるものとなるように、シート作成の趣旨やポイント及びその活用例を各学校に示します。
- (ウ) 各教育事務所・支所が行う学校訪問や訪問支援では、学力向上対策評価シートの有効活用について紹介し、定着に向けて周知を図ります。
- (エ) 各学校の県調査を活用した学力向上の取組を支援するため、引き続き県調査の分析結果や先進校の取組事例等を紹介する「学力向上だより」を発行するとともに、教育センターや教育事務所等の指導主事による訪問支援をより一層充実させます。

(2) 教育内容の工夫や指導法の改善

○ 教育内容の改善・充実 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 平成26年度に引き続き、有識者や保護者、市町教育委員会、県教育委員会関係者からなる佐賀県学力向上対策検証・改善委員会※を設置・開催し、学力向上対策のPDCAサイクルの確立を図るとともに、全国調査及び県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果を検証しました。
- (イ) 佐賀県学力向上対策検証・改善委員会による協議のまとめとして、委員会から学力向上に向けた取組についてのメッセージを各学校に発信しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 各学校では、学力向上対策評価シートの作成等を通して、学力向上のPDCAサイクルについては概ね確立しましたが、学校全体、全職員での調査結果分析、課題の共有、改善への取組等を行う体制づくりの必要があります。
- (イ) また、取り組む内容については、焦点を絞り込むとともに、段階的な到達目標を設定するなど成果が実感できるようにする必要があります。
- (ウ) さらに、学習の阻害要因となっている学習習慣や生活習慣等の課題について、今後、更に焦点を絞るとともに、家庭や地域とのその課題の共有及び取組の共通理解のもと、連携して推進していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 「佐賀県学力向上対策検証・改善委員会」を引き続き開催し、全国調査及び県調査結果の一層の活用を図りながら、学力向上に向けての課題を抽出し、指導法や家庭学習習慣の定着に向けた取組等の検証・改善を継続して行います。
- (イ) PDCAサイクルが学校運営に定着し、学力向上に向けた取組が学校全体で組織的に取り組まれている事例などを参考に、どのような工夫やノウハウが必要かを検証し、その結果を各学校に発信します。

○ 学力向上対策の推進 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 平成26年度に引き続き、学力向上の取組が十分進展していない学校や地域においては、その改善を図るため、県内市町立小・中学校に学力向上推進教員※5人を配置しました。学力向上推進教員は、教師の指導力向上のための支援や学校の課題に応じた学力向上対策の計画立案、実行、点検への支援等を継続的に行いました。
- (イ) 国語、算数・数学を中心に各教科における基礎的・基本的知識や技能の習得と併せて、それらの活用力を高めるための授業等における実践的研究を行い、その取組

や成果について県内の各学校への啓発を図り、教員の指導力向上及び児童生徒の学力の向上を目指すため、県内 8 中学校区（小学校 14 校、中学校 8 校）を研究指定しました。

- (ウ) 指定校からは、「全職員で指導に関する共通の視点をもって授業改善に取り組むことで、教師の個々の指導力の向上につながったとともに、組織力の向上が見られた。」
「指定校となったことで、これまであまり踏み込んでいなかった“活用力”の研究に焦点化でき、職員の意識が変わってきた。」等の意見がありました。

イ 課題・問題点

- (ア) 学力向上推進教員による学校の学力向上の取組や教員の指導法改善のための支援については、効果的に行うことができていますが、小学校の学力向上推進教員が 2 名のため、配置地域が限定され、県内で配置できない地域があります。そのため今後、学力向上推進教員の増員により、対応を考える必要があります。
- (イ) 児童生徒の活用力向上の実践研究を行う各指定校間での取組に温度差があることから、各指定校の実践研究の進捗状況を定期的に把握するとともに、それぞれの取組に応じた支援を行うことにより研究の推進を図っていく必要があります。また、活用力向上に向けた取組を全県的に広めていくためにも、指定校を増やしていく必要があります。
- (ウ) 指定校における研究をより一層推進するためには、指定校の研究主題と関連した指導助言者の専門分野に関する詳細な情報提供を行う必要があります。

ウ 《参考》平成 28 年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学力の現状把握と分析及び課題の抽出、教員の指導力向上及び指導方法改善、学習環境の改善充実、家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化からなる「佐賀県における学力向上重点対策」に沿い、関係各課、教育事務所、教育センター、市町教育委員会と連携・協力しながら、各学校等の実態に応じた効果的な支援に努めます。
- (イ) 平成 27 年度の 8 中学校区（小学校 14 校、中学校 8 校）に加え、さらに 8 中学校区（小学校 17 校、中学校 8 校）を研究指定し、児童生徒の活用力を高めるための授業改善の実践研究を県内に広めていきます。また、国が求める学力についての認識を深めるため、全国調査の作問に関わった専門家を招いた研修会を開催します。
- (ウ) 学力向上推進教員をこれまでの 5 名から増員し、旧教育事務所管内の小中学校に各 1 名ずつ計 10 名を配置し、より多くの学校に対して、学力向上や教員の授業改善等に向けた取組の支援を行います。

○ 家庭や地域との連携推進（教育振興課）

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- (ア) 家庭・地域の教育力向上のため、市町教育委員会や PTA 等と連携して学力向上フォーラム※を 11 月に開催しました。PTA、学校教職員、市町教育委員会、一般

参加の方を含め、337名が参加しました。

- (イ) 県PTA連合会と連携し、家庭学習の手引の作成、研修会等での講演、PTA新聞を活用した啓発活動などを行いました。研修会に参加した方からは、「また別の機会を設け、学校で話をしてほしい。」等の意見がありました。
- (ウ) 家庭・地域の教育力向上推進のため、家庭学習の内容や質、取りませ方などを含め、家庭学習の工夫改善を図る取組について市町全体で取り組む3市町(武雄市、吉野ヶ里町、玄海町)をモデル地域として指定し、その取組を支援しました。これらの市町では、家庭の教育力向上に向けた地域・保護者講演会や先進自治体の教育長を招聘しての学力向上対策研究集会などが開催され、活発な質疑応答によって議論が深まりました。また、指定を受けた市からは、「学年毎の『“自分の学び” 勉強のポイント』を作成し、家庭学習の基準を示しました。その上で、自学ノート展を行い、模範となる学習例の紹介を行ったところ、家庭学習の内容面への関心や質を高めることができた。」といった報告がありました。

イ 課題・問題点

- (ア) 学力向上フォーラムにより多くの人が参加できるよう、各学校や保護者向けの案内に加え、マスコミを活用した事前の広報活動を行う必要があります。
- (イ) これまで県が主体となって学力向上フォーラムを開催し、家庭・地域の教育力向上を図ってきましたが、依然として家庭における学習習慣の定着が不十分であり、特に中学校では、普段1日に1時間以上学習する生徒の割合が昨年度より減っていることから、県PTA連合会に加え、知事部局関係課と連携・協力する必要があります。
- (ウ) 家庭・地域の教育力向上推進研究によって、新たに設置された組織や研究体制が、事業終了後も有効に運用されるよう支援する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学力向上フォーラムの開催について、知事部局広報広聴課の県政広報枠(県民だより・テレビ・ラジオ・新聞)による広報を依頼します。
- (イ) 家庭・地域の教育力向上のため、市町教育委員会やPTAに加え、知事部局関係課とも連携・協力して学力向上フォーラムを開催し、著名人の講演や先進的な取組を行う学校・地域による実践報告を行います。
- (ウ) 引き続き県PTA連合会と連携し、家庭学習の手引の作成、研修会等での講演、PTA新聞への記事掲載等により、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣の定着に向けた啓発活動を推進していきます。
- (エ) 家庭・地域の教育力向上推進のための研究に取り組んだ市町の成果が他の市町にも生かされるよう、啓発に努めます。

○ 学習指導要領への対応 (学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) すべての小・中学校の校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象として平成26年度から平成28年度にかけての3か年で全員が参加する「小・中学校教育課程研修会」を開催し、学習指導要領の趣旨、各教科等での主な改善事項、指導上の留意点などの周知を図るとともに、次期学習指導要領改訂を見据えた協議や意見交換を行いました。また高等学校においては、現行の学習指導要領が平成25年度入学生から年次進行で実施されたことを踏まえ、従前の教育課程説明会に替え、平成25年度、平成26年度に引き続き「高等学校教育課程研究集会」を実施しました。これについては、平成28年度までの悉皆研修と位置付けており、行政説明に加え、実践事例の発表や協議を行うことで、高等学校における教育課程の適正な編成及び円滑な実施を促すための情報共有と実践研究の場としています。その結果、研究集会での協議や意見交換により、現行学習指導要領の着実な実施はもとより、次期改訂に向けた動きについても理解を深めました。
- (イ) 高等学校の教員を対象にアクティブ・ラーニング※についての研修会を実施し、生徒主体の学習活動の在り方等について研修を行い、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた指導方法の改善について理解を深めることができました。
- (ウ) 小・中・高等学校における学習指導要領に基づく効果的な指導の在り方の研修、研究指定校における言語活動の充実、外国語教育及び道德教育等に関する研究発表による情報発信などにより、指導方法の改善・充実が図られました。
- (エ) 小学校3校に英語教育専科指導教員を配置し、平成32年度からの小学校5、6年生における英語教育の全面実施を踏まえ、各学校や地区の実情に応じた指導の在り方を研究するとともに、配置校等における教員の指導力の向上と指導体制の充実を図りました。
- (オ) 理科教育の充実のため、小学校8校に理科専科指導教員を配置し、学級担任とチームティーチングによる指導を行うことにより、配置校等における児童の学力と教員の指導力の向上を図りました。

イ 課題・問題点

- (ア) 現行の学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されています。また、高等学校では平成24年度入学生から数学・理科が先行実施され、全日制課程では平成27年度から全学年で実施されており、今後も引き続き各学校における教育課程の適正な編成及び円滑な実施を支援する必要があります。
- (イ) 次期学習指導要領改訂の動向について情報収集を行い、各種研修会等で随時、情報を提供する必要があります。
- (ウ) 小学校外国語活動は、各学校における指導体制づくりや教員の指導力の向上などを進める必要があります。

- (エ) 小・中・高等学校すべての教科において言語活動を充実改善させる必要があります。特に外国語教育については、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材育成を強化するため、児童生徒が授業等で積極的に英語でのコミュニケーションを図ることができる環境整備の一環として、教員の英語力の向上を図る必要があります。
- (オ) 児童生徒の理科に対する興味関心を高め、学力向上につながるよう、引き続き教員の指導力向上を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 小・中学校については、平成26年度から平成28年度までの3か年計画で、すべての校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象とした「小・中学校教育課程研修会」を実施し、学習指導要領の趣旨や内容の周知徹底及び教育課程の編成や指導の充実を進めることにより、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的な知識・技能の習得を図ります。
- (イ) 問題解決的な学習を重視し、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促すことで、自ら考え、判断し、表現する力や、よりよく問題を解決する資質や能力などの育成に努めます。
- (ウ) 高等学校については、平成25年度から平成28年度までの4か年で、すべての校長、教員を対象とした「高等学校教育課程研究集会」を実施し、実践事例の発表や研究協議を行うなど教員が学習指導要領への理解を深めるとともに、実践としての授業や評価の工夫・改善が図られるよう内容の充実を図ります。
- (エ) 昨年度に引き続き高等学校の教員を対象にアクティブ・ラーニングについての研修会を実施し、生徒主体の学習活動の在り方等について研修を行い、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた指導方法の改善を図ります。
- (オ) 小学校における外国語活動も含めた外国語教育については、将来の国際社会の中での活躍を視野に入れ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、授業の中で児童生徒が外国語による言語活動を行う機会をこれまで以上に確保するなど外国語教育の充実改善及び指導内容・方法等の研究に引き続き取り組みます。
- (カ) 英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材育成を強化するために、英語教育推進リーダーによる伝達講習や佐賀大学と連携した英語力向上研修などを実施し、小学校教員及び中・高等学校英語教員の英語力及び指導力の向上を図ります。
- (キ) 小学校については、引き続き英語教育専科指導教員を小学校3校に配置し、英語教育の全面実施を踏まえ、各学校や地区の実情に応じた指導の在り方を研究するとともに、配置校等における教育の指導力の向上と指導体制の充実を図ります。
- (ク) 理科教育の充実についても、引き続き理科専科指導教員を小学校8校に配置し、学級担任とティームティーチングによる指導を行うことにより、配置校等における

基本方針Ⅰ 確かな学力を育む教育の推進
(2) 教育内容の工夫や指導法の改善

児童の学力と教員の指導力の向上を図ります。

(3) 学習環境の整備・充実

○ 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施

(教育振興課・学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 小学校低学年（第2学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制※により教員を加配された23校（すべて小規模学級を選択）では、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣を育むとともに、子どもたち一人ひとりへの、より積極的できめ細かな指導の充実を教員に促していくという成果が見られました。
- (イ) 中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制※により、教員を加配された23校（小規模学級14校、チームティーチング9校）では、学習指導において、よりきめ細かな指導ができ、学力向上につながるとともに、支援を要する生徒にも目を向けて学習指導ができるという成果が見られました。

イ 課題・問題点

- (ア) 小学校低学年（第2学年）は、学習活動の基盤となる学習習慣や学習規律の定着を図る上で重要な時期であることから、引き続ききめ細かな指導を行う必要があります。また、小学校から中学校へ移行する時期は、生徒にとっては生活環境とともに学習環境の劇的な変化の時であり、中学校の学習環境へ適応させるためには教員のきめ細かな指導を行う必要があります。そうした個に応じた指導の充実を図るために、今後もきめ細かな指導のための環境整備を図る必要があります。

ウ ≪参考≫平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 小学校低学年（第2学年）においては、引き続き小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、児童が将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けられるよう取り組みます。
- (イ) 中学校第1学年においても、引き続き36人以上の学級を有するすべての学校を対象に、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、いわゆる「中1ギャップ」の解消を図るなど、生徒が安心して学習に取り組める環境整備に努めます。

○ 県立高等学校での少人数学級編制の推進（教育振興課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 「高校教育改革プロジェクト会議」での検討結果を踏まえ、県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、希望校の申請による少人数学級編制に取り組みました。平成27年度は5校から申請があり、これらの学校を認定しまし

た。この県立高等学校での少人数学級編制は、平成23年度から3年間の実践研究の結果、各校とも学力向上や生徒指導の充実等、学校の目的にあった成果が示されたことから、実践研究校の認定を平成25年度で終了し、平成26年度からは希望校の申請による本格実施に移行しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 実践校の実施状況を把握し、実施方法についてより効果的なものとなるよう改善に努め、その取組を各学校へ周知していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、平成28年度は6校を実践校に認定し、少人数学級編制を活用して学習活動の充実や学力の向上に取り組めます。

○ ICT利活用教育環境の整備・充実 (教育情報課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 管理職研修、全校種・全教職員研修を実施するなど、それぞれの職種や役割に応じた研修に取り組みました。また、研修内容についても引き続き実践力養成研修を実施し、ICTの有効な活用に関する研修に取り組むとともに、平成27年度は、学校種や教科内容に応じた研修に取り組みました。これらの取組によりきめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実が図られました。

イ 課題・問題点

- (ア) ICT利活用教育実践のため、すべての教員が、より実践的で、より現場に則した指導が行えるような指導法の改善・充実に取り組んでいく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人ひとりが自らの強みと個性を発揮し、ICTを利活用した質の高い指導が行えるよう新たな学習スタイルの導入等、教授法の工夫・改善に努めます。

○ 校種間連携の推進による効果的指導法の構築 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 小・中学校の連携については、県内の小中一貫教育校の取組状況を把握するとともに、学校や地域の実態に応じた連携が進められるよう、市町教育委員会に対して情報提供等を行いました。

イ 課題・問題点

- (ア) 小・中学校間の連携については、広く取組が行われると同時に、小中一貫教育の導入など連携の強化が進む状況にあり、各学校等の実態に応じた効果的な連携が深まるよう適切な情報提供等の支援をしていく必要があります。

ウ 《参考》平成２８年度の具体的取組と工夫

- (ア) 小・中学校の連携については、発達段階に応じた適切な指導や、体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援していきます。

○ 読書活動の充実（学校教育課）

ア 平成２７年度における主な取組とその成果

- (ア) 公立学校における図書館の所蔵冊数、貸出し状況、委員会活動の状況、朝読書の実施状況等の調査・確認を行い、学校図書館の現状を把握し、学校訪問や図書主任会を通じて指導を行い、各学校における読書活動の充実を図りました。

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒が創造力を培い、豊かな心を育むことができるよう、引き続き読書活動の調査結果等を踏まえ、必要に応じて朝読書等の一層の推進や学校図書館機能の充実を促していく必要があります。

ウ 《参考》平成２８年度の具体的取組と工夫

- (ア) 児童生徒が感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにすることができるよう、朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の充実や、公立図書館との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進します。
- (イ) 国語をはじめ、各教科等において学校図書館の学習・情報センターとしての活用を促すことで、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援します。
- (ウ) 高等学校では学校訪問の際に、図書館の現状確認を行っていきます。

○ 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組（教育振興課）

ア 平成２７年度における主な取組とその成果

- (ア) 教育課題への質の高い対応を図ることを目的として、佐賀大学文化教育学部と県教育委員会の連携・協力事業*を進めました。両者による連携・協力協議会を開催するとともに、小・中学校の補充学習等への学生ボランティアの派遣や、講演会、授業研究会の講師等への大学教員の派遣を要請に応じて行ったことで、教員の養成や資質能力の向上、学校教育上の諸課題への質の高い対応を図ることができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 大学が有する専門的な知見を効果的に活かし、本県児童生徒の課題、学習指導要領への対応など、今日的な教育課題やニーズに応じた連携・協力を、今後更に推進していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

(佐賀大学（教育学部及び教職大学院）との連携による取組)

- (ア) 文化教育学部は教育学部への改組及び新たな教職大学院の設置を受け、今後は教育学部及び教職大学院との連携により、「教育ボランティア活動」など、12の連携・協力事業を実施します。
- (イ) 引き続き佐賀大学教育学部及び教職大学院と県教育委員会の相互の強みを生かした連携による取組を推進していきます。

○ 土曜日等を活用した教育活動の充実（教育振興課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 県教育委員会と市町教育委員会の協働会議において、土曜授業※を実施するうえで各種大会や社会行事等との調整が課題になっており、関係団体と調整し、各種大会や社会行事等が入らない土曜日を設定してはどうかとの意見がありました。これを受けて県教育委員会では、土曜授業に取り組みやすい環境づくりに向けた市町教育委員会の取組への支援として、市町教育委員会に対するアンケート調査の実施などの協力を行いました。今後も引き続きこの取組について、市町教育委員会に対する支援を行います。

イ 課題・問題点

- (ア) 市町教育委員会及び各学校が、学力向上や特色ある学校づくりなどそれぞれの課題に応じて主体的に取り組めるよう、有用な情報の提供を行うとともに、各市町教育委員会や学校間で取組事例の情報共有を図り、土曜日等を活用した教育活動が充実するよう、支援していく必要があります。また、土曜授業に取り組みやすい環境づくりに向けた取組について、市町教育委員会への支援を行う必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 今後、土曜日等を活用した教育活動が、多くの学校に広がっていくよう、市町、学校の主体的な取組のための支援を引き続き行います。また、土曜授業に取り組みやすい環境づくりに向けた取組について、各種大会や社会行事等が入らない土曜日の設定に向けて市町教育委員会が行う関係団体との調整等の取組を支援します。

○ 放課後等を活用した補充学習の充実（教育振興課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学習内容の定着が十分に図られていない児童生徒の学力向上を図るため、教員OBや教員志望の大学生等の外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習等への支援を12市町43中学校に対し行いました。
- (イ) 2月に実施した生徒へのアンケートでは、「学習時間が増えた」、「課題に対して学習したことが使えないか考えるようになった」、「わからないことは積極的にたずねるようになった」など10項目中9項目で、10月実施のアンケートよりも肯定的に回答した生徒の割合が増加しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 各学校の生徒の実態に応じて、放課後等を活用して補充学習が行われていますが、今後、より充実した取組にするためには、更に指導員を確保する必要があります。
- (イ) また、より効果的に指導を行うためには、学校と指導員間での指導方法や内容、対象となる生徒についての情報共有や相互の役割分担を明確にする必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 成果が上がっている実施校への訪問により、効果的な取組やノウハウなどの情報を収集し、ホームページや学力向上だよりを通じて、市町への情報発信を積極的に行っていきます。
- (イ) 関係市町における指導員確保のために、県内全ての大学への募集活動を行うとともに、退職校長会等へも協力を働きかけます。

＜平成27年度実績評価（外部評価）＞

- (ア) 調査結果の分析や活用について教育センターへ所外援助を要請した学校に対してできる限り対応したとのことだが、PDCAサイクルを取り入れるなら、教育センターの分析を各学校に伝え、学校内で研修を重ねてもらうために、学校レベルで分析できる教員を増やすよう、教育センターでの対応数について何らかの措置を考えないといけない。
- (イ) 教育センターの所外援助については、重点的に対応してもらえればと思う。現場で対処できない部分はあるはずなので、現場サイドの声を聞きながらメリハリを付けていてもらいたい。
- (ウ) 学力向上については、PDCAサイクルで行っているなら、学力向上フォーラムの講演講師についても本年度の課題を踏まえた講師を呼ぶべきではないか。
- (エ) 学力向上については、成果も出てきていると思うが、一番のポイントは家庭での学習の在り方だと考えている。教職員の指導力向上を考える一方、国の実施している学力調査で、上位の都道府県と佐賀県の家庭での学習時間・内容を比べると佐賀県の方が劣っているように感じられる。そこを強く改善していくために学力向上フォーラムを開催していると思うが、参加しているのは家庭学習にしっかり取り組んでいる家庭が多いのではないか。そうではない家庭にも足を運んでももらえるような取組をやらないと学力向上には結びつかないと思うので、更なる工夫をお願いしたい。
- (オ) 県PTA連合会と連携して行っている研修会については、参加者の参考になる内容なら、活動をもっと広げた方がよい。
- (カ) 家庭・地域の教育力向上推進のため、家庭学習の内容や質、取りませ方などを含め、家庭学習の工夫改善を図る取組について、3市町を成果が上がっているためモデル地域に指定しているが、様々な地域で結果や成果の発表を行った方がよいのではないか。成果が出ているなら、他の地域にも生かしてもらいたい。
- (キ) 小学校低学年及び中学校1学年の小規模学級、ティームティーチング選択制について、中学校はそれぞれの学校の状況に応じた選択をしているが、小学校低学年では教員が加配されたすべての学校で小規模学級を選択している。スタート当初は、地区によっては圧倒的にティームティーチングが多かったと思うが、すべて少人数学級という現状をどう考えるか。指導力のある教員の場合、少人数学級の方が効果的だと思うが、指導力の不足している教員が担当する場合、ティームティーチングなら指導力のある教員と組んでカバーできる面もある。
- (ク) ティームティーチングは、通常2人体制だと思うが、自治体によっては3人体制で行っているところもあると聞く。クラスに配慮を要する生徒が1人いるだけで授業が進まない場合がある。そういった生徒を優先すると、他の生徒を見ることができなくなってしまい、逆の場合はその生徒を放置してしまう形になってしまう。少人数学級とティームティーチングの両立は難しいのだろうか。
- (ケ) 土曜日等を活用した授業については、行うにあたって佐賀県教育委員会としての検証が必要なのではないか。そして、県独自の活用方法を検討できないか。教員の多忙感が問題となっている一方、生徒の学力向上のための授業時間不足という課題もあるので、他県の状況を含めて佐賀県教育委員会としての立場を考えないといけない時が出てくる

と思う。

- (コ) 補充学習において外部人材の活用は、教員の多忙感が問題になっているということもあるので、教員の負担も減る良い方法だと思う。こういった取組は広げやすいと思うので、是非広げていってもらいたい。

＜基本方針Ⅰの成果指標＞

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
指標 1 全国調査の教科 に関する調査に おける平均正答 率の状況	区分	8 区分中 1 区分で 全国平均以上 (H25 年度)	8 区分中 2 区 分で全国平均 以上 H28 年 9 月 公表予定	8 区分中 4 区 分で全国平均 以上	8 区分中 6 区 分で全国平均 以上	8 区分中 8 区 分で全国平均 以上
指標 2 専門高校での 10 月末における就 職内定率	%	82.5	82.5 以上 85.4	82.5 以上	82.5 以上	82.5 以上
指標 2－① キャリア教育支 援事業の実績報 告書における A 評価の割合	%	77.8	79.0 77.8	81.0	83.0	85.0
指標 3 国公立大学の現 役合格者数の卒 業生数に対する 割合	%	17.5	17.9 17.3	18.2	18.5	18.5
指標 3－① キャリア教育支 援事業の実績報 告書における A 評価の割合＜再 掲＞	%	77.8	79.0 77.8	81.0	83.0	85.0
指標 4 全国調査の児童 生徒への質問 で、話し合う活 動を通じて自分 の考えを広め、 深めることがで きている児童生 徒の割合	%	小学校 65.9 中学校 65.0 (H25 年度)	小学校 67.0 中学校 67.0 小学校 67.8 中学校 66.0	小学校 68.0 中学校 68.0	小学校 69.0 中学校 69.0	小学校 70.0 中学校 70.0

指標 5 全国調査の児童 生徒への質問 で、普段、1 日 に 1 時間以上学 習する児童生徒 の割合	%	小学校 59.4 中学校 63.4 (H25 年度)	小学校 60.0 中学校 64.0	小学校 62.0 中学校 66.0	小学校 64.0 中学校 68.0	小学校 66.0 中学校 70.0
			小学校 60.8 中学校 62.5			

※ 学力向上に向けた取組の成果は、翌年度 4 月に実施される「全国調査」に反映されます。このため、表中下段には、翌年度に実施された調査結果を記載しています。

基本方針Ⅱ	豊かな心を育む教育の推進
-------	--------------

<平成27年度施策の取組方針>

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組みます。

(1) 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成を図ります。また、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

(2) 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組みます。特に、いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づく取組の充実を図ります。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組みます。

<関係課>

学校教育課、人権・同和教育室

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

○ 道徳教育の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育んでいくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」*を実施した結果、授業公開を複数回実施する学校や保護者参加型の授業に取り組む学校も徐々に増え、内容の充実も図られてきました。
- (イ) 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を通じた道徳教育の研究と学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研究発表会で県内の学校にその成果を普及しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- (イ) 「特別の教科である道徳」*の全面実施に向け、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容等の周知を図っていく必要があります。
- (ウ) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進め、各学校における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- (エ) 県内すべての公立小・中学校において「ふれあい道徳教育」が行われていますが、保護者や地域の方を巻き込んだ取組としてはまだ十分ではありません。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育んでいくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を継続して実施します。
- (イ) 道徳教育に係る研究校及び教員加配校における成果の周知等を通し、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と道徳教育の全体計画等の作成を進めるとともに、保護者や地域との連携を強化し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。
- (ウ) 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道徳教育推進教師を主な対象とする研修会等を開催し、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容等の周知を図ります。

○ ユニバーサルデザイン教育の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) ユニバーサルデザイン教育*の推進について、県の具体的な取組やその趣旨などについて説明したリーフレットによる周知等を図ったことにより、ユニバーサルデザイン教育に関する授業を実施した学校数が増加しました。また、特別支援学校の児童生徒や高齢者との交流など、ユニバーサルデザインの視点に立った授業の実施や体験活動を行う学校が増えました。

イ 課題・問題点

- (ア) ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう支援する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 「佐賀県UD推進指針2015」に基づくユニバーサルデザイン教育の一層の推進に努めます。
- (イ) ユニバーサルデザイン教育推進校等における先進的な取組の県ホームページへの掲載をはじめ、研修会等で周知していくことで、学校全体で取り組むためのカリキュラムや校内体制の在り方等を普及していきます。

○ 体験活動の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 豊かな心を育むため、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などを推進しました。例えば、小・中学校に対しては、教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会において、身近な地域の特色などをテーマに体験活動を効果的に取り入れた実践等を紹介する等、体験活動の重要性や指導計画に位置付けるための手立てについて、改めて周知を図りました。その結果、各学校における地域ならではの教育資源を活用した体験活動の充実が図られました。
- (イ) 県内4島の児童生徒と島外の県内児童生徒を対象に、交流活動や体験活動等を通して事業に参加する児童生徒の生きる力を育むため、子ども離島交流プロジェクト事業*を実施しました。「自信をもって島の紹介ができた」など体験後の児童の感想の他に、終了後も児童生徒が手紙での交流を継続するなど、一定の成果を収めることができました。また、これらの成果を教育フォーラム等において、事業成果を周知することで体験活動の推進に努めました。

イ 課題・問題点

- (ア) 多くの学校で、各教科等との関連や活動のねらいを明確にした体験活動が、年間指導計画に基づいて行われるようになってきているものの、取組を更に充実したものとするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。

- (イ) 子ども離島交流プロジェクト事業では、島内外から参加した全ての児童生徒が交流学習のねらいを達成できるよう、活動内容の一層の充実を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会等において、先進的な取組事例や地域・関係団体と連携した推進体制が整えられている学校等に関する情報提供を通じて、体験活動の改善・充実に取り組んでいきます。
- (イ) 子ども離島交流プロジェクト事業では、昨年以上の事業成果をあげることができるよう、4島の小・中学校と事業のねらいを踏まえた活動内容について事前の打合せを十分に行い、事業に臨みます。また、教育フォーラム等において事業成果を広く周知することで体験活動の推進に努めます。

○ さがを誇りに思う教育の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 小・中・高等学校及び特別支援学校の12年間を通して、ふるさと佐賀に対し誇りと自信を持つ人材の育成を図るため、佐賀の歴史や文化、人物などを学ぶ教育を推進しました。
- (イ) すべての県立高等学校において、佐賀県の歴史や文化、人材などについて講演会を開催したことで、ふるさと佐賀に対する高校生の関心や理解、愛着が深まりました。
- (ウ) 各学校や教育委員会で行われている郷土学習や地域貢献などの取組を集約し、特色ある取組をホームページで公開しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒がふるさと佐賀に対する理解を深め、誇りが持てるよう、ふるさと佐賀を誇りに思う教育の機運の醸成に向けた取組の充実を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 平成28年度に高校生向け郷土学習資料及び活用の手引きを作成・配布し、県立高等学校におけるふるさと佐賀を題材にした教育の推進に取り組んでいきます。
- (イ) 郷土学習資料配布に先駆け、資料に掲載する項目を中心に、特に知っておきたい佐賀の歴史や文化等をリーフレットにまとめ、県内すべての高校生に配布することで、ふるさと佐賀に愛着をもち、より深く学ぼうとする機運の醸成を図ります。

○ 人権・同和教育の推進（人権・同和教育室）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 県教育委員会主催の各研修会において、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進の在り方や部落史・部落問題学習の指導方法・内容の工夫改善等について、市

基本方針Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進
(1) 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

町教育長、各学校長をはじめ児童生徒支援教員や各学校の人権・同和教育担当者等に対して改めて周知徹底に努めることで、取組の推進と充実を図りました。

※ 県教育委員会主催研修

人権・同和教育の推進に係る研修会

市町教育長等人権・同和教育研修会

小学6年担任及び中学社会科担当人権・同和教育研修会

人権・同和教育担当者地区別研修会

教育庁職員人権・同和問題研修会（3回）

イ 課題・問題点

- (ア) すべての学校において、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨に基づいた人権・同和教育を推進していくために、これまでに発行された人権・同和教育資料を活用しながら、引き続き指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修の実施や人権・同和教育の実践資料集の作成により、年間計画、指導方法・内容の工夫改善など人権・同和教育の一層の推進を図っていきます。

(2) 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

○ 不登校対策の強化（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 不登校の生徒数が多く、不登校への対応が特に課題となっている中学校14校を不登校対策推進校に指定し、不登校対策の中心となる教育相談主任を補佐する非常勤の教員を配置するなど、人的支援を行いました。その結果、教育相談主任を中心とした校内の教育相談体制の強化につながりました。
- (イ) 不登校の生徒数が多い中学校15校に、スクールカウンセラー※を重点配置（配置時間数を増加）したことで、スクールカウンセラーによる不登校生徒及び保護者への支援が充実し、教職員への助言も十分なされる等、不登校対策が強化されました。
- (ウ) 不登校対策に関する校内体制の整備・充実のための支援と併せて、学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を行いました。

【指標】小・中学校における不登校児童生徒数の割合（平成28年3月31日現在）

H27目標（小学校0.26%、中学校2.55%）

→ H27実績 小学校0.46%、中学校3.08%（速報値）

（参考：高等学校1.42%）

イ 課題・問題点

- (ア) 平成27年度の不登校児童生徒数は、小・中・高等学校ともに増加し、特に小・中学校においては3年連続で増加しました。不登校の要因や背景はケースにより様々であり一つに特定することはできませんが、「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」等に起因し、それらが複雑に絡み合っています。また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化もあります。そのため、引き続き学校の組織体制の整備・充実のための支援や、スクールカウンセラーの配置等に努めるとともに、訪問による家庭への助言や支援など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的支援の整備を図っていく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) これまで行ってきた不登校対策を再構成するとともに、新たな取組を加え、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた段階的支援の整備を図り、学校復帰の道筋を明確にした総合的な不登校対策に取り組みます。
- (イ) 不登校の対応が課題となっている中学校に非常勤講師を配置する「不登校対策推進校」を引き続き14校指定することで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導体制の強化を図ります。また、各推進校において効果のあった取組を研修会

- 等で教育相談担当者に紹介したり、各教育事務所・支所の学校訪問などで情報提供したりすることなどを通して、県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- (ウ) 引き続き県が事業主体となり、全公立中学校にスクールカウンセラーを配置することとし、不登校の生徒が多い中学校15校に重点配置（配置時間数を増加）を行い、生徒や保護者等への教育相談体制の一層の充実を図ります。
- (エ) 訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の状態が長期化している児童生徒の自宅を支援員が訪問し、段階的・継続的にカウンセリングや学習支援等を行うことで学校復帰を支援します。

○ 教育相談体制の充実（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について指導や助言を行うことで、各学校の教育相談体制がより充実しました。
- (イ) スクールソーシャルワーカー※を希望する19市町及び高等学校へ派遣し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える様々な問題に対する支援を行うことで、学校だけでは困難な事例に有効に働きかけ、改善に導くことができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 不登校対策推進校については、教育相談主任を中心とした校内体制の一層の充実・強化を図るとともに、不登校対策推進校から成果として得られたノウハウを推進校以外の学校にも紹介し、県内すべての学校における校内体制の充実・強化を図る必要があります。
- (イ) 県内すべての公立学校で相談活動を行っているスクールカウンセラーに対し、学校現場の実情を踏まえた対応力の更なる向上を図るための研修の場を設ける必要があります。
- (ウ) 学校現場では、近年、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあり、個々の家庭環境に働きかけ児童生徒の環境を改善することなど、学校の取組だけで解決することが困難なケースが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関が、より一層連携して児童生徒が抱える問題を解決できるように支援していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 県が事業主体となって全公立中学校にスクールカウンセラーを引き続き配置することで、教育相談体制の充実を図るとともに、新たにスクールカウンセラーの研修会を開催し、それぞれの経験に基づき協議や情報交換を行うことで、学校現場の実

情を踏まえた対応力の更なる向上を図ります。

- (イ) 引き続き県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について説明し、各学校の教育相談体制の充実を図ります。
- (ウ) スクールソーシャルワーカーについては、派遣対象を県内の全20市町に拡充することですべての公立小・中・高等学校へ派遣できる体制を整備し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が抱える様々な問題に対し、児童生徒の置かれた環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして支援を行います。また、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うために、引き続き配置しているスーパーバイザー（スクールソーシャルワーカーに適切な指導・援助を行う者）の連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、県内で従事するスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

○ 生徒指導体制の充実（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 佐賀県いじめ防止基本方針※に基づき、警察等関係機関との連携を図りながら、いじめ問題に対処する体制の充実強化に努めました。その結果、教職員のいじめに対する意識が高くなり、早期発見・早期対応が図られるようになりました。
- (イ) いじめの早期発見・早期対応の取組を更に充実させるため、引き続き県の標準様式を用いて保護者も含めた年2回のアンケート調査を実施し、それにより、より多くのいじめについて認知しました。
- (ウ) いじめの問題をはじめ、問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決を図るため、各教育事務所・支所に計4人の生徒指導支援員※を配置しました。その結果、生徒指導支援員の専門性から、問題を起こす生徒及び保護者へ指導・助言がなされたことや、関係機関との連携を図ることで問題の未然防止や早期解決につなげることができました。
- (エ) 教職員のいじめの問題に対する対応力の向上を図るため、引き続き佐賀大学と連携・協力し、県内公立全小中高等学校及び特別支援学校の教職員を対象とした「佐賀県いじめ防止対策研修会」を開催しました。いじめの事例を分析・検討する研修により、参加した教職員は、事例ごとの対応方法について理解を深めることができました。
- (オ) 「いじめホットライン」※、「心のテレホン」※相談窓口を継続設置し、365日24時間相談を受け付ける体制を整備しました。「心のテレホン」への相談件数は、前年度より増加しており、より多くの相談者の悩みに対応することができました。
- (カ) 生徒指導主事等を中心とした学校組織としての生徒指導体制の充実・強化について、学校訪問等を通じて指導や助言を行ったり、問題行動対応に苦慮している中学

校への生徒指導支援員による支援を強化したことなどにより、中学校における暴力行為の発生件数を前年度より半減させることができました。

- (キ) 警察との連絡制度の一層の徹底を図るとともに、その他の関係機関や地域、家庭との連携を強化し、情報の共有により問題行動の抑止と事案発生時のための体制を強化したことにより、事案発生時の警察による巡視や学校の緊急連絡メール等による注意喚起などの取組が充実しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携した体制の充実・強化を図るとともに、基本方針については、策定から3年が経過することから、施策や取組状況等の点検・評価結果を踏まえ、また国の動向等も勘案し、見直しを検討する必要があります。
- (イ) 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、事案の状況や背景等について調査・分析を行うとともに、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく指導に努める必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 各学校における生徒指導体制の充実・強化を支援することにより、児童生徒一人ひとりに対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、組織的に対応できる体制の確立・強化を図ります。
- (イ) 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、各教育事務所・支所と連携して、前年度の事例の中で学校が対応に苦慮した事例をもとに行為の背景にある本人の抱える課題等を分析するとともに、各学校が児童生徒理解に基づく生徒指導体制の充実を図るよう、指導、助言に努めます。
- (ウ) 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。
- (エ) 教職員に対する研修会を引き続き開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の3つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- (オ) 生徒指導支援員を前年度から1人増員し、5人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止、早期解決に努めます。
- (カ) 児童生徒がより安心していじめアンケートに記入できるよう、学校現場の意見も踏まえながら県の標準様式や実施方法を見直し、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

＜平成２７年度実績評価（外部評価）＞

- (ア) 佐賀を離れた時に佐賀について答えられない若者がいる中で、佐賀の歴史、文化、人物を学ぶということはとても大事なことだと思う。また、子ども達だけでなく、保護者にも佐賀について学んでもらえるよう、親子で学べる手立てを考えてほしい。
- (イ) 不登校生徒数が増加している佐賀県の実態については気がかりであり、対策を講じないといけない。
- (ウ) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、役立っているとの話を多く聞く一方、学校について理解がある方ばかりではないとも聞く。また、学校との意思疎通が不十分な場合、問題を拡大する危険性もあるので、人選については良い人材を見極めてもらいたい。
- (エ) スクールカウンセラーについては、学校によって人材にバラつきがあると聞くので、質の確保に努めてもらいたい。また、常に学校にいるわけではないので、他の教職員と関わるができず、孤立してしまう人もいる。そのため、スクールカウンセラー間の情報交換会や研修は必要である。
- (オ) スクールソーシャルワーカーの中には、勤務時間外まで職務を行っている人もおり、市町によっては人員も少ない中で多くの案件を抱えている。現状を把握し、それぞれの状況に応じて人員や時間数を増やす等の対応が必要である。地域連携の中でスクールソーシャルワーカーの役割は重要であるため、是非お願いしたい。
- (カ) いじめについて、家庭環境に対しては中々踏み入れない部分もあると思うが、学校現場での部分については目を光らせておく必要がある。また、いじめる側・いじめられる側様々な事情はあると思うが、いじめた側の保護者に対しても注意という形で叱責するのではなく、しっかりと説明し、認識してもらおうということが大切である。保護者に対しては、学校側が躊躇しているように感じられる。地道な活動にはなるが、学校側が一歩前に出て認識してもらおうという意識を持って対応してもらえればと思う。
- (キ) いじめの問題については、低年齢化してきており、その背景を見ると、いじめる側の子ども自体が家庭内に問題を抱えていることがある。例えば親が放任のため、親の関心を向けるためにいじめを行うことがある。また、いじめを考える時は、いじめる側・いじめられる側両方を考えないといけないが、学校がいじめた側の親に対しても遠慮して内容を伝えており、双方が納得いかないこともある。

＜基本方針Ⅱの成果指標＞

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
指標 1 児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答	%	小：68.9 中：70.1	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善
			小：67.5 中：69.3			
指標 2 ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答	%	82.7	83	86	89	90
			83.8			
指標 3 いじめ問題への対応に関する学校評価の状況	%	35 (25 年度)	45	50	55	60
			51.0			
指標 4 小学校、中学校の不登校児童生徒の割合	%	小:0.27 中:2.61 (25 年度)	小：0.26 中：2.55	小：0.24 中：2.30	小：0.22 中：2.10	小：0.20 中：2.00
			小：0.46 中：3.08			

基本方針Ⅲ	健やかな体を育む教育の推進
-------	---------------

<平成27年度施策の取組方針>

健やかな体を育むため、学校体育、運動部活動等の充実や学校における食育の推進など、児童生徒の発達段階に応じた健康・体力づくりなど総合的な取組を推進します。

(1) 学校体育や運動部活動の推進

教科体育や運動部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて児童生徒の体づくりの取組を推進します。

(2) 食育の充実

児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。

(3) 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実

学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくために、学校、家庭、地域の関係機関等との連携を図りながら、学校保健活動を推進するとともに、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

また、子ども自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

<関係課>

保健体育課

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) 学校体育や運動部活動の推進

○ 体力向上へ向けた総合的な取組の充実（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 小学生を対象としたウェブランキングシステムによる運動（名称：スポーツチャレンジ※）を推進して児童が楽しく運動する機会を提供し、その結果をもとに県教育長表彰を行うなどした結果、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の調査対象全学年の体力合計点の県平均値を見ると、全国平均値と比較して低下傾向であった小学5年生男子では、全国平均値とほぼ差が見られず、女子では全国平均値を下回りましたが、その差は前年度より縮小しました。また、中学2年生男女は、全国平均値を上回りました。
- (イ) 本県の児童生徒の健康・体づくりの推進を目指し、各学校へ健康・体づくり推進プラン※の作成を義務づけたり、小学生を対象とした体力・運動能力調査の記録個票を配布して保護者の理解を促したり、体づくり運動の授業に地域の外部指導者を活用したりすることで、学校体育・スポーツと生活習慣・食生活に関する指導を関連づけ、学校・家庭・地域社会が連携した取組を促進することができました。
- (ウ) さがんキッズ体力アップホームページを運用し、体力向上の取組事例や授業づくりの参考資料等を掲載したことで、県内の小学校へ体力向上に係る情報を提供することができました。

【指標】全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の調査対象全学年の体力合計点の県平均値（中学2年生・小学5年生）

中学2年生	H27目標	〔男子〕	41.80点	〔女子〕	48.96点
→ H27実績		〔男子〕	42.48点	〔女子〕	49.25点
小学5年生	H27目標	〔男子〕	53.81点	〔女子〕	55.19点
→ H27実績		〔男子〕	53.75点	〔女子〕	54.37点

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒の体力・運動能力の状況は、生活の利便化や生活様式の変化による外遊び、スポーツ活動時間、手軽な遊び場、仲間などの減少から、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いています。
- (イ) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などから、運動・スポーツをする子どもとしない子どもの二極化や、体力向上には体力そのものを高める取組に加え、運動の習慣化や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 県内学校へ体力向上を啓発するために、ホームページを活用し、情報を発信します。スポーツチャレンジについては、全小学校の過半数以上の参加を目指し、運動をしない児童生徒に仲間と共に運動に親しむ習慣を身に付けさせる取組を推進します。更に、各学校の体力向上についての取組の好事例などを紹介し、体力向上の機運の醸成に取り組めます。

○ 学校体育の充実（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学習指導要領が小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面实施され、また、高等学校においては平成25年度から年次進行で実施されました。学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨や内容の理解のために各種研修会・講習会において周知徹底を図ったことにより、学校訪問での授業公開や研究授業及び体育学習発表大会等で、新しい学習指導に即した実践が行われるようになりました。
- (イ) 文部科学省（10月以降スポーツ庁）から受託した武道等指導充実・資質向上支援事業において、県内小学校2校を体づくり運動、中学校5校を武道及びダンスの研究実践校とし、指導力向上や地域の指導者との連携等を通じて体育授業の充実を図ったことにより、生徒の技能や安全に対する意識が向上するなどの効果が見られました。また、教員についても、武道指導やダンス指導に対して積極的になり、地域の指導者と連携して授業に取り組むことで、指導力の向上を図ることができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 各学校においては、学習指導要領に対応するための環境整備や教材研究を進める一方で、新しい指導法の在り方について研究を深める必要があります。
- (イ) 学習状況を適切に評価し、その評価を指導の改善に生かすという視点に立って、児童生徒への指導と評価を一体として捉えた学習を展開することにより、より効果的な指導の在り方の検討や、知識・技能を確実に習得させるための創意工夫のされた取組等がなされる必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- (イ) 中学校では、武道とダンスの安全かつ円滑な実施、小学校では、課題である体力向上の方策の一つとして、体づくり運動の授業研究を行うことで、授業の指導充実、指導者の資質向上を図ります。
- (ウ) スポーツ庁委託事業である武道等指導充実・資質向上支援事業においては、体づくり運動県内小学校2校、武道・ダンス県内中学校5校を研究実践校とし、指導法の研究を進めます。

○ 運動部活動の振興（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 運動部活動の充実・改善のために、運動部活動指導者講習会を実施したことにより、運動部活動の適正化、女性アスリートを指導する際の注意点、部活動におけるアンガーマネジメント等について、参加者の理解を深めることができました。
- (イ) 地域スポーツ指導者等を活用した運動部活動の指導体制の構築及び「運動部活動での指導のガイドライン」※を踏まえた指導内容や指導方法の在り方について、実践研究を行い、スポーツ庁から受託した運動部活動指導の工夫・改善支援事業を活用して、県内の中学校・高等学校の運動部活動にアスレティックトレーナー等の地域スポーツ指導者を派遣した結果、最新のトレーニング方法や食事の摂り方、シューズの履き方など、部活動を行ううえで、新しい有効な知識を得ることができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 運動部活動は、学校での教育活動の中で生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。今後は専門的な技術指導ができる地域スポーツ指導者の確保のみならず、地域スポーツ指導者の資質向上などについても多角的内容で研修会等を設けるなど工夫していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 中学校、高等学校の運動部活動において、地域スポーツ指導者を活用しながら学校組織全体での運動部活動の適切な指導体制の構築を図ります。
- (イ) 運動部活動の顧問及び地域スポーツ指導者を対象とした研修会の内容を更に充実させ、指導者の資質向上に努めます。
- (ウ) 競技経験や指導経験のない競技種目の運動部活動を担当する顧問を対象に、スポーツ医・科学等を活用した指導の在り方及び担当する競技種目の実技指導の基礎に関する研修会を開催し、顧問の不安や負担の軽減に努めます。
- (エ) 運動部活動指導の工夫・改善支援事業を受託し、スポーツ医・科学等を運動部活動指導に活用し、生徒の発達段階に応じた適切な技術指導力の取得や安全に配慮した運動部活動に取り組みます。

(2) 食育の充実

○ 食育の推進（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 各学校において、朝食喫食率の目標値を含めた学校食育推進計画※を平成27年6月に作成し、「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーン、生活ふりかえりチェック、学校から各家庭へ便りの発行などを行いました。また、食育推進研修会において、朝食喫食率向上に向けた研修を行い、各教員からは児童生徒へ、学校からは保護者への啓発を図りました。さらに、「早寝早起き朝ごはん啓発リーフレット」を県下全家庭に配布し、啓発を図ることにより、朝食喫食率は平成27年度目標値を達成しました。

【指標】 朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合

H27目標 88.3%以上

→ H27実績 88.3%

イ 課題・問題点

- (ア) 平成27年度朝食等実態調査では、朝食を食べない理由の大半が「食欲がない」、「食べる時間がない」ためであったことから、一部の児童生徒は望ましい生活習慣を身に付けていないと考えられます。また、朝食を必ず食べる児童生徒は、全く食べない児童生徒よりも就寝時間・起床時間が早いことから、朝食喫食率向上ということからだけでなく、健康教育の面からも、学校や家庭に対して、より一層の食に関する情報提供や働きかけを行う必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学校の食育推進担当者を対象にした食育推進研修会では、児童生徒や家庭への啓発の図り方について研修を行います。
- (イ) 児童生徒を対象とした生活習慣実践カードを作成して配布します。生活習慣について児童生徒自身の振り返りをする欄、保護者がチェックする欄、学級担任がチェックする欄を設け、生活習慣改善を図る契機とします。
- (ウ) 食に関する指導について、全教職員で共通理解を図り、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を確実に実施し、食に関する指導の一層の充実に取り組みます。
- (エ) 国が作成した食育用の教材「楽しい食事つながる食育」を各学校へ配付し、これを教材として実際に使用する教員に対して周知を図ります。

(3) 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実

○ 学校保健の充実（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学校における健康教育の充実を図るための研修会を実施し、学校保健担当者や養護教諭の資質の向上が図られました。

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が組織的に行われるよう、学校保健計画※に基づいて、家庭、学校、地域が連携した指導体制を整備することや今日的課題に対応できるよう、学校保健活動の中心となる学校保健担当者や養護教諭の力量を高めることが求められています。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健担当者や養護教諭を対象とした研修を引き続き実施します。

○ 性に関する指導の推進（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 性に関する指導支援事業を実施し、性に関する指導に造詣の深い産婦人科医等を学校に派遣して生徒・保護者・教職員対象の研修会や講演会を開催した結果、性に関する正しい知識を身に付け、人間性豊かな生徒の育成が図られました。
- (イ) 性に関する指導に造詣の深い講師を招へいし、各学校の指導者となる教職員向けに性に関する指導についての講演と演習を行ったことにより、学校における性に関する指導の推進が図られました。
- (ウ) 各学校の学校保健計画に性に関する指導・取組を明確に位置付けて実践するよう指導し、計画的・組織的な指導・取組の推進が図られました。

イ 課題・問題点

- (ア) 本県の10代の人工妊娠中絶率がワースト上位を推移している状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切にする意識の涵養を図る上からも、学校、地域、関係機関が一体となった取組を継続する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) すべての県立学校及び市町立中学校において、性に関する指導支援事業を実施し、性に対する正しい知識を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図ります。
- (イ) 性に関する指導者の力量を高めるため、教職員を対象とした研修を引き続き実施します。

- (ウ) すべての学校において、性に関する指導の内容を学校保健計画に位置付け、実践する割合が100%を維持できるよう、引き続き指導を行います。

○ 安全教育の推進（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 各学校が策定する「学校安全計画」※に、関係教科や特別活動等における安全学習の取組を位置づけるよう指導し、学校の安全教育の推進を図りました。
- (イ) 学校安全教育指導者研修会を開催し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について講演と演習を行い、学校等における安全教育の充実が図られました。

イ 課題・問題点

- (ア) 登下校時や校内における事件、事故及び災害から児童生徒を守るため、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させる必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について研修を行い、学校等における安全教育の推進を図るとともに、各学校で「交通安全教室」「防犯教室」を実施したり自然災害に備えた訓練を適宜行うなどして、児童生徒自身の危険予測、危機回避能力の向上を図ります。

<平成27年度実績評価（外部評価）>

- (ア) 小学生を対象としたスポーツチャレンジは、とても楽しく取り組んでおり、子ども達が運動するきっかけになっていると聞く。楽しく運動するという大きな成果につながっていると思うので、是非継続してもらいたい。
- (イ) 2023年に佐賀国体が行われるが、学校体育や運動部活動の推進を謳っているので、運動できるような取組があれば、生徒の学校生活の中でも有益なものになるのではないかな。
- (ウ) 運動部活動が盛んであるということと、学力向上や生徒指導の減少ということとの相関はあるのか。あるなら、それを生かして生徒が快適に過ごせる学校づくりを目指してもらいたい。
- (エ) 性に関する指導の推進について、指導内容を学校保健計画に位置付け、実践する割合は100%となっているが、その一方で、本県の10代の人工妊娠中絶率が全国ワースト上位を推移している。そのため、どこに問題があるのかを把握しておかないと、指導の効果が出ていないように思われてしまう。
- (オ) 性教育については、学校現場において頑張っていると思うが、子ども達にその思いが伝わっていないと感じている。スマートフォンなどで情報を大量に得られる時代なので、もっと性教育について切り込んでいく指導が必要なのではないか。人工妊娠中絶率や若年出産が高いことについては、自分の体を大切にしてほしいともっと早い時期から伝えていってもらいたい。

＜基本方針Ⅲの成果指標＞

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	平成 26 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指標 1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	点	小 5 男子 53.42 (全国 53.91)	全国平均以上	目標：全国平均以上		
		小 5 女子 53.53 (全国 55.01)	小 5 男子 53.75 (全国 53.81) 小 5 女子 54.37 (全国 55.19)			
		中 2 男子 42.51 (全国 41.63)	全国平均以上			
		中 2 女子 48.46 (全国 48.55)	中 2 男子 42.48 (全国 41.80) 中 2 女子 49.25 (全国 48.96)			
指標 2 朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	88.3	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上
			88.3			
指標 3 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合	%	100	100	100	100	100
			100			

基本方針Ⅳ	時代のニーズに対応した教育の推進
--------------	-------------------------

<平成27年度施策の取組方針>

児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するため、ICT利活用による学校支援やグローバル化に対応した教育、産業人材の育成を推進します。また、今後の生徒減少期に対応した県立高校の再編整備を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実を図ります。

(1) ICT利活用による学校支援の推進

ICT利活用教育の推進に全県規模で取り組み、今日の高度情報化、グローバル社会で必須とされるコミュニケーション能力や情報活用能力等、生き抜く力の育成・習得に向け、教育の質の向上を図ります。

(2) グローバル化に対応した教育の推進

国際的視野と外国語によるコミュニケーション能力を持った国際社会で活躍する人材を育成するため、実践的英語力を高める授業への改善、体験的な英語活動の推進などを図ります。また、外国への興味や関心を喚起する事業や留学に関する支援に取り組みます。

(3) 産業人材の育成

小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じたキャリア教育の推進を図りながら、高等学校において社会経済の発展に対応し、産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成に係る取組を推進します。

(4) 県立高校再編整備の推進

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化を見据えた県立学校の充実・発展という観点から、その時々の教育課題について検証・改善を行うとともに、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進します。

(5) 特別支援教育の充実

特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を一層推進します。また、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの個性や能力に応じた教育の推進、特別支援教育に対する理解啓発の推進などに取り組みます。

<関係課>

県立高校再編整備推進室、教育振興課、特別支援教育室、教育情報課、学校教育課

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) ICT利活用による学校支援の推進

○ ICT利活用による学校支援の推進（教育情報課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 佐賀県ICT利活用教育推進協議会*を引き続き開催し、市町教育委員会との連携を図りながら、全県規模で事業を推進しました。
- (イ) ICT利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会*を設置し、より現場の実情に即した事業実施につながるよう、これまでの取組を振り返るとともに、将来展望についての総合的な検証を行いました。
- (ウ) 教育フェスタ*や操作体験会等を実施するとともに、HPの充実、マスコミへの情報提供等を積極的に行い、広報活動の強化に努めました。
- (エ) 管理職研修等を行うとともに、教育情報課の指導主事が学校訪問を実施し、校内研修（OJT）支援を強化するなど、校内研修体制を確立・支援し、全校種・全教職員を対象としたスキルアップを図りました。また、研修内容についても引き続き実践力養成研修を実施し、ICTの有効な活用に関する研修に取り組むとともに、平成27年度は、学校種や教科内容に応じた研修に取り組みました。
- (オ) 教育情報課内に指導主事等からなる専門集団を編成し、デジタル教材等に対応したモデル指導資料を作成しました。また、教職員に対するデジタル教材の作成支援や活用指導などを行うICTサポーターを県立高等学校に配置しました。
- (カ) より円滑に授業が実施されるよう、学習用PCや電子黒板等ICT機器の操作に関する助言や軽微なトラブルへの対応などのためのヘルプデスクを設置し、現地員を配置しました。
- (キ) 学習用PCの新規購入に際しては、引き続き個人負担5万円を超える部分の補助を行うとともに、貸付金制度や奨学金制度等の活用により、保護者の負担軽減に努めました。
- (ク) 特別支援学校高等部新入生及び担当教職員については、学年進行での情報端末学習用PCの整備が完了しました。
- (ケ) 佐賀県教育情報システム（SEI-Net）*の運用・機能強化と併せて、市町での導入促進に向けた働きかけを行いました。
- (コ) 国の実証事業「先導的な教育体制構築事業」に参加し、情報通信技術を活用した新たな学びを推進するための研究を実施しました。また、国の「フューチャースクール推進事業」及び「学びのイノベーション事業」の取組を行った実証校への支援を継続し、デジタル教材の実証研究や、テレビ会議システムを利活用した新たな教育スタイルを構築しました。
- (サ) 国及び佐賀大学と連携した「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」による、教職員等のICT利活用指導力向上のための研修プログラム確立の取組を受託実施しました。

- (シ) これらの取組により、「ICTを利活用した授業に対する生徒の満足度(県立高校)」は、82%となり、H27年度の目標を上回ることができました。また、「ICTを利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合(小・中学校)」については、目標は達成できませんでしたが、83%と昨年度並みの実績となりました。

イ 課題・問題点

- (ア) ICT利活用教育実践のため、十分な学習指導力を備えた教職員の育成・確保を図るとともに、より教育効果が高まるよう教授法の工夫・改善に取り組んでいく必要があります。
- (イ) 学校現場からは、ICT機器のより効果的な利活用方法や指導方法等に対する不安の声もあることから、外部有識者からの助言等も得ながら教員研修の内容や進め方を再点検し、すべての教職員が、より実践的な、また、より現場に即した指導が行えるよう、指導法の改善・充実を主眼においた研修を付加することで、授業の質を向上させ、学校教育の質の向上につなげる必要があります。
- (ウ) 学習用PCを購入する際の個人負担5万円を超える部分の補助を継続して実施し、生徒・保護者の負担軽減を図る必要があります。
- (エ) ICT機器については、ICT利活用教育推進の取組に必要不可欠であることから、更新期の到来する校務用PC、電子黒板等の計画的な更新整備を行う必要があります。
- (オ) ヘルプデスク現地員については、学校現場からの要望も多いことから、継続して設置し、教員の負担軽減を図る必要があります。
- (カ) デジタル教材については、各学校が予め選定した検定教科書(紙の教科書)を前提に、より効果的な教科指導を行うために必要不可欠であり、引き続き確保を図る必要があります。
- (キ) 学習用PC等の操作指導、トラブル等への教育現場の状況に則した対応、快適な動作環境に必要な学習用PC等ICT機器の計画的更新や、インターネット回線容量の確保等を行う必要があります。
- (ク) 佐賀県教育情報システム(SEE-Net)の利便性の改善・機能強化、利用者ニーズや新たな課題への対応を行う必要があることから、継続した運用・機能強化やセキュリティ対策の強化を図る必要があります。
- (ケ) より現場の実情に即した事業実施につながるよう、これまでの取組を振り返るとともに、将来展望についての総合的な検証を行うことにより、佐賀県ならではの特色を活かした、より効果的なICT利活用教育の実施に向けた検討を行う必要があります。
- (コ) 市町での取組をみると、国による一定の財政措置はなされているものの、まだまだ市町間でばらつきが見られます。そのため、国への財政支援の強化を訴えるとともに、県と全市町が一体となって計画的・組織的に取り組む必要があります。
- (サ) セキュリティ対策については、不正アクセス事案が発生したことから、システム

の構成内容の見直しなどのハード面、運用の見直しや使用者の意識改革などのソフト面の両面において幅広い観点から俯瞰し対策を講じるなど、その強化を図る必要があります。※

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムやICT機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組みます。
- (イ) 現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。
- (ウ) 本事業を円滑に実施するため、県教育委員会の推進体制の強化とともに、市町や国、大学、企業等との連携を促進し、あわせて市町が主体的にICT利活用教育に取り組むよう積極的に働きかけ、県全域への拡大・充実に努めます。また、新たな学びの創出に向けて、国が実施する実証事業に取り組みます。
- (エ) 校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人ひとりが自らの強みと個性を發揮し、ICTを利活用した質の高い指導が行えるよう新たな学習スタイルの導入など教授法の工夫・改善に努めます。
- (オ) 教職員が、個性を發揮し、ICTを利活用した質の高い指導が行えるよう外部機関とも連携し、校種別・教科別研修などより実践的な研修(第Ⅲ期)を実施します。
- (カ) 県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化を行います。
- (キ) 佐賀県教育情報システム(SEI-Net)の機能強化による、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。併せて、ICT利活用教育の核となる教育情報システムの市町教育委員会単位での活用を促進します。
- (ク) ICTを活用した遠隔授業は、少子化・過疎化対策としてはもとより、不登校や新型インフルエンザ発生時など通常の学校や教室での学習が困難な場合の学習支援対策としても有効な手段であることから、引き続き実証研究に取り組みます。
- (ケ) セキュリティ対策については、不正アクセス事案の発生を踏まえ、システムの運用面及びシステムそのものの問題の有無等について調査し、必要な手立てを講じるなど不断に充実・強化を検討、実施していきます。 ※

※ 平成28年6月に公表した学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案については、平成27年度の取組にも関係するものですが、当該事案の検証について第三者委員会(平成28年8月設置)において行われているところであるため、今回の自己点検・評価においては「イ 課題・問題点 (サ)」及び「ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫 (ケ)」において総括的に言及するにとどめています。

(2) グローバル化に対応した教育の推進

○ グローバル化に対応した教育の推進 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた国際社会で活躍する人材を育成するため、中・高生を対象とした海外研修旅行及び高校生を対象とした海外留学に対する助成を行いました。その結果、海外留学に関心を持つ生徒・保護者が増え、また、留学した生徒は、語学力の向上に加えて異文化理解が進み、自らの将来への考えが明確化するなどグローバル人材の素地を培うことができました。
- (イ) 英語スピーチコンテスト等の参加者のうち希望者に対し、海外研修旅行の機会を提供することにより、英語スピーチコンテスト等の活性化が図られました。また、イングリッシュキャンプ等体験的英語活動への支援を行うことで、生徒たちの英語学習の意欲及び外国への興味・関心を高めることができました。
- (ウ) 教職員が韓国全羅南道教育庁を訪問するとともに、韓国全羅南道教育庁から教職員訪問団を受け入れ、相互の学校訪問等を行った結果、韓国全羅南道教育庁との教員交流が深まりました。
- (エ) 各分野で自らの専門性を生かしながらグローバルに活躍する人材を育成するため、それぞれの分野における海外の状況を知ることを目的に、高等学校教育研究会専門部会（農業、商業、工業、福祉、家庭）が実施する海外研修への助成を行うとともに、高等学校等が企画する海外研修旅行への助成を行うことで、海外産業の状況を知り、異文化に対する理解等が深まりました。
- (オ) 海外留学への機運醸成のため、留学経験者の体験談や留学制度等の説明を行う場を設けることで、生徒や保護者の海外留学への関心が高まり、留学希望者の不安を軽減しました。
- (カ) 海外留学を志向する生徒のすそ野を更に拡大するため、中学校及び高校において、海外企業勤務者や海外留学経験を持つ民間人等による講演を行うとともに、中学校全学年及び高校1、2年生に留学のリーフレットを配布することで、生徒たちの異文化に対する興味や海外留学の意欲を高めることができました。
- (キ) スーパーグローバルハイスクール（SGH）※事業については、佐賀農業高校が申請を行い、平成28年3月31日付で指定校に内定しました（指定期間：平成28年度～32年度）。また、国際バカロレア（IB）プログラム※については、国際バカロレア勉強会においてIB導入校視察や意見交換を行うなどの調査・研究を行い、今後の調査・研究の方向性を確認しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 今後、海外留学者等のすそ野を更に広げていくためには、海外留学等を希望する生徒・保護者の経済的負担の軽減や、生徒たちの語学力向上のための取組等を進め

ていくとともに、海外留学等に興味はあるものの、必要とされる情報が不足している生徒・保護者に対して、きめ細かな情報提供を行うことにより関心や意欲を喚起していく必要があります。

- (イ) 海外留学をする場合、一般的に、留学の志向から出発までに1年半～2年程度の準備期間が必要であることから、高校生の留学を推進するためには、中学生段階から海外への興味や関心を喚起していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 「グローバル社会で生きぬくSAGA人材づくり事業」※において、海外留学等に対する助成、英会話体験プログラム等の体験的英語活動の推進、グローバル人材育成のための講演会への講師派遣、留学ガイダンスの実施等を通して、グローバル社会を生きぬく人材の育成に取り組みます。
- (イ) 海外留学や海外研修を志向する生徒のすそ野を更に拡大するため、中学校全学年及び高校1、2年生に対して、留学のリーフレットを配布するなど異文化に対する興味や海外留学の意欲を喚起するための取組を進めます。
- (ウ) 保護者の経済的負担や生徒の授業・部活動への負担の少ない海外研修旅行に力を入れることで、海外に関心のある生徒数の増加を目指します。
- (エ) 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力や授業力を高めます。
- (オ) スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業については、指定校への支援を行うとともに、引き続き新たな指定を希望する学校に支援を行います。また、国際バカロレア（IB）プログラムについては、今後の国の動向や他県の取組状況等を見ながら、文部科学省が主催する意見交換会や連絡協議会に出席するなど継続して情報収集を行います。

(3) 産業人材の育成

○ キャリア教育の推進 (学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) キャリア教育支援事業※として普通科高校においては学部学科研究や社会人職業講話等を、専門・総合学科高校においては職場見学やインターンシップ※、外部指導者による講義、実習指導等を支援し、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や勤労観・職業観を育成しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 社会の変化に伴う産業構造の変化や雇用の多様化が進む中で、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力・態度の育成と学校から社会・職業への円滑な移行が求められています。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 「キャリア教育支援事業」を実施し、各県立高校及び各県立中学校の計画的・総合的なキャリア教育の推進を支援します。また、小・中学校についても、教育課程研修会や新任進路指導主事研修会等において、キャリア教育の意義や重要性について理解の促進を図るとともに、小・中学校9年間を通したキャリア教育の確立に向けた取組を推進します。
- (イ) 教職員を対象としたキャリア教育の研修を行い、小・中・高等学校におけるキャリア教育の充実が図られるよう努めます。
- (ウ) 各学校に対し、地域の産業人など外部人材の有効活用やインターンシップの充実など産学官が連携した取組の強化を促します。特に工業系高校については産学官の一層の連携強化に努め、新たに長期インターンシップに取り組むなどものづくり教育の充実を図ります。

○ 基礎学力の向上及び高度資格取得の推進 (学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 教員による研究会を開催し、国語、数学、英語の必履修科目ごとの「学力目標規準」及び、学習習慣調査アンケートを作成することによって、専門・総合学科高校の生徒の基礎学力や学習意欲喚起を図る手立てを整えました。
- (イ) 専門・総合学科高校で高度資格取得を推進する立場にある教員を、専門的スキル向上のための企業派遣研修に参加させ、指導力向上を図りました。
- (ウ) 若年技能者人材育成支援等事業を活用した熟練技能者やものづくりマイスターの指導により、教員や生徒の専門的な知識や技術の習得を図ることで、技能士などの高度な資格取得につながりました。

イ 課題・問題点

- (ア) 国の高大接続システム改革の一環として、平成31年度から高等学校基礎学力テスト（仮称）※が導入されるなど高等学校生徒の基礎学力向上は、国の教育改革においても課題とされています。
- (イ) 本県においても、特に専門・総合学科高校の生徒の基礎学力向上のために、指導法の研究や生徒の学習意欲の喚起を図る必要があります。
- (ウ) 外部人材の活用や、優れた教員の指導により高度資格取得への意欲を高める必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 各専門・総合学科高校において「学力目標規準」を設定し、指導と評価の一体化による基礎学力の向上に努めます。
- (イ) 専門・総合学科高校の生徒を対象に学力状況調査テストを実施し、生徒の基礎学力の把握と結果の分析を行い、指導方法の改善に生かします。
- (ウ) 専門・総合学科高校の生徒を対象に学習習慣調査を実施し、生徒の学習習慣を把握するとともに、学校全体で基礎学力向上に取り組みます。
- (エ) 専門・総合学科高校で高度資格取得を推進する立場にある教員を対象とした研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。

○ 産学官連携による人材育成（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議※での企業・人材育成研究セミナー、インターンシップ事例研究セミナー、さがものづくり産学官連携推進会議※、産学懇談会のシンポジウム等を活用することで、教員の人材育成に対する意識の向上を図りました。
- (イ) 若年技能者人材育成支援等事業を活用し、熟練技能者やものづくりマイスターの指導による実技体験、地元企業でのインターンシップ等を推奨することで、社会や地域の発展に貢献できる産業人材を育成しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 職業意識を深め自らの適性を見極めることで、生徒が就労に円滑に移行できるよう、引き続き産学官の連携強化を図りながら産業人材の育成を図る必要があります。
- (イ) 専門高校においては、働く意義を理解し、高いコミュニケーション能力と実践的な能力を有する人材を育成する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 産学官連携による人材育成支援と教員の指導力向上・技術伝承を目的に、「県産業人材確保プロジェクト推進会議」、「さがものづくり産学官連携推進会議」等の取組

を活用して産業人材育成を図っていきます。

- (イ) 「ものづくり人財創造事業」で、工業系高校の長期インターンシップの実施、児童生徒を対象としたものづくり教室の実施により、ものづくりへの意欲の高まりと専門的な技能・技術の向上を図り、社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成を推進します。

(4) 県立高校再編整備の推進

○ 更なる生徒減少期への対応 (県立高校再編整備推進室)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 平成24年8月に「佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会」から「生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について」と題した答申を受け、この答申に沿って、平成25年11月に「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画※(以下「新実施計画」という。) <たたき台>」を策定・公表し、地域や学校関係者などに情報提供と説明を行いながら、たたき台についての意見等を伺いました。これらの意見等を踏まえ、平成26年10月に「新実施計画(第1次)」(案)を策定し、広く県民の意見を聞くためのパブリック・コメントの手続き等を経て、同年12月に「新実施計画(第1次)」※を策定しました。平成27年度は、計画に基づき、再編の組合せごと(5地区)に設置した新高校設置準備委員会において、新高校の学科構成や教育内容、施設・設備等について検討を行いました。

イ 課題・問題点

- (ア) 今後見込まれる大幅な生徒減に対応するため、県立高等学校の再編整備について「新実施計画(第1次)」に基づき、学校としての活力が向上するとともに、教育の質の充実に図り、魅力と活力のある高等学校となるよう学校や地元関係者と協議しながら、それぞれの新高校再編整備実施計画を策定する必要があります。また、社会経済情勢の変化に対応しながら、引き続き高等学校教育の質的充実に図っていくために今後更に調査や検証、協議等を行い、「新実施計画(第2次)」※の策定に向けて取り組む必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 高等学校の再編整備について、「新実施計画(第1次)」に基づき、再編対象ごとに設置した新高校設置準備委員会において再編実施後の高等学校における教育内容(教育方針、教育課程)や必要となる施設・設備等について、学校や地元関係者と協議・検討しながら、また、教育委員会でもその内容を十分検討し、平成28年度を目途にそれぞれの新高校再編整備実施計画を策定します。
- (イ) 県全体の農業教育の在り方や県立高等学校の活性化、通信課程の移転及び昼間定時制の導入などについて検討し、平成28年度を目途にパブリック・コメントにより広く県民の意見を聴き、「新実施計画(第2次)」を策定します。

○ 中高一貫教育の充実 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 併設型の中高一貫教育校(致遠館中学校・致遠館高等学校、唐津東中学校・唐津

東高等学校、香楠中学校・鳥栖高等学校、武雄青陵中学校・武雄高等学校）が実施する県立中学校入学者選抜の検査方法について、適正検査Ⅰ及びⅡに学校独自検査を加えた３種類の検査が受検生に大きな負担になっていること等を考慮し、検査方法の見直しを行い、学校独自検査を廃止しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 併設型の中高一貫教育校については、これまでに行った県立中学校入学者選抜制度の変更などの影響や地区毎に設置した４校それぞれの教育環境等を踏まえ、県全体の教育力を高める観点から検証を継続していく必要があります。

ウ 《参考》平成２８年度の具体的取組と工夫

- (ア) これまでの検証で明らかになった課題の解消に努めるとともに、これまでに行った県立中学校入学者選抜等の制度変更や学校ごとの特色ある教育の成果と課題についての検証を行い、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。

○ 特色ある県立高等学校づくりの推進（教育振興課・学校教育課）

ア 平成２７年度における主な取組とその成果

- (ア) 県立高等学校の活性化に係る議論の充実を図るため、キャリア教育等を含めた教育活動について、県内企業との意見交換の場を設け、企業・産業界等との連携強化に取り組みました。
- (イ) 科学技術、理科、数学教育、英語教育、専門教育については、先進的・モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より充実した教育活動の展開を図るとともにその成果の普及に努めました。
- (ウ) 商業高校４校及び総合学科商業系列１校では、「起業家教育」として高校生が運営するインターネットショッピングモールを開設し、地元企業との連携を更に深めるとともに、ふるさとの魅力や商品のＰＲを通して実践力を養い豊かな創造力を育成しました。
- (エ) 工業系高校では、授業で製作した緑台を中学校に寄贈するなど地域や各施設の要望、自らの活動で各種のものづくりを実施し、地域に貢献し開かれた学校づくりと学校活性化を図りました。

イ 課題・問題点

- (ア) 時代のニーズや生徒一人ひとりの多様なニーズ、人材育成に関する地域の期待などを踏まえ、今後の県立高等学校の活性化や特色づくりについて検討する必要があります。
- (イ) 先進的・モデル的な取組を実施している学校における研究成果の普及を継続して行う必要があります。

- (ウ) 専門高校での特色ある学校づくりや学校活性化には、地域社会や企業が望む人材育成や社会環境に応じた実践的な職業能力を形成する取組を行う必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 高校教育改革プロジェクト会議※において、引き続き県立高等学校の活性化や特色づくり等について検証・検討を行います。
- (イ) 県立高等学校の活性化に係る議論の充実を図るため、高等学校の学科の在り方に係る検討を行います。
- (ウ) 社会経済状況の変化に対応し、産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成に係る取組を産学官で連携して推進します。
- (エ) 科学技術、理科、数学教育、英語教育、専門教育については、先進的・モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より一層充実した教育活動の展開を図るとともに、学習指導要領の実施の参考となるようその成果の普及に努めます。

(5) 特別支援教育の充実

○ 特別支援学校における特別支援教育の推進（特別支援教育室）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 平成27年10月に「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」※を策定し、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、施策の方向性に沿って以下のことに取り組みました。
- (イ) 教育環境の整備の必要性が最も高い大和特別支援学校の整備について検討を進め、平成28年度以降に本校舎の増築及び仮設校舎の解体を行い、教育環境の改善を図ることとしました。
- (ウ) スクールバスの在り方等検討のための関係者会議※を設置し、通学支援の在り方について検討を行うことにより、県立特別支援学校のスクールバスに係る諸課題が整理され、今後の施策の参考とすることができました。
- (エ) 特別支援学校の職業教育の充実に向けて、企業、関係機関、行政等の協働による県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業等とのパートナーシップの構築を図るため、佐賀県立特別支援学校就労支援連絡協議会や特別支援学校就労支援フォーラムを開催するとともに、佐賀県立特別支援学校就労サポーター企業制度の構築にも取り組みました。その結果、特別支援学校就労支援フォーラムについては、昨年度より企業関係者を含めて参加者が増加し、サポーター企業については、今年度新たに54企業の登録がありました。
- (オ) 特別支援学校の就労支援の充実を図るため、特別支援学校担当の就労支援コーディネーター※が知事部局と連携を図り、一人ひとりの能力や適性等に応じた就職支援（学校訪問回数55回）や就業可能な新規企業の開拓（企業訪問回数333回）を行い、昨年度を上回る就職内定を得ることができました。また、就職希望者を対象とした職業訓練を14企業で実施し、実施した全ての生徒について、就職内定を得ることができました。
- (カ) 平成27年度の特別支援学校における就職希望者の就職率は、97%となり、目標値の88%を大きく上回りました。

【指標】 特別支援学校の就職希望者の就職率

H27目標 88% → H27実績 97%

イ 課題・問題点

- (ア) 知的障害のある児童生徒の増加へ対応するため、教育環境を整備する必要があります。
- (イ) 通学支援の在り方について引き続き検討を行い、特別支援学校への通学負担の一層の軽減を図る必要があります。

- (ウ) ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒が将来自立し、積極的に社会参加できるよう、企業や関係機関等と連携したキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。
- (エ) 特別支援学校と企業等との協働推進体制をより強化するため、連携する企業等の活動と功績を社会に周知し、広く企業等の関心を喚起することで、生徒を受け入れる企業等の開拓を一層進める必要があります。また、特別支援学校の雇用に係る情報を共有することにより、職業教育・就労支援に係る県全体のネットワークの一層の拡大を図る必要があります。
- (オ) 企業等開拓や進路指導の状況について学校全体で情報共有を図るとともに、外部との連携体制を構築できる人材を育成するなど組織的に取り組む必要があります。
- (カ) 特別支援学校高等部の生徒における就職希望率は30%で、前年度より4ポイント減少していることから、その割合を高める取組をする必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 佐賀県における特別支援教育を一層推進するため、「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」に基づく施策の方向性に沿って取り組みます。
- (イ) 児童生徒数の増加に対応した本校の整備について、大和特別支援学校の整備を行い、教育環境の整備を進めていきます。
- (ウ) 引き続きスクールバスの在り方等検討のための関係者会議を行い、そこでの意見を参考にした上で、分校設置の必要性や優先度などを含めた通学支援の在り方を整理していきます。
- (エ) 特別支援学校と企業との連携強化を図るとともに、企業や関係機関、行政等が協働して特別支援学校の職業教育の充実及び生徒の企業等への就職の促進を図るため、サポーター企業の認証及びパートナーシップ・オフィスの認定を行います。
- (オ) 生徒の能力や適性に応じた就労支援や就業可能な新規企業の開拓ができる体制を整備するとともに、一般就労への意欲を高めるような進路指導の充実に取り組めます。
- (カ) 生徒の一般企業への就職の促進及び小学部段階からの12年間を通したキャリア教育の充実のため、すべての特別支援学校においてキャリア教育全体計画に基づいた授業の充実を図ります。
- (キ) 職業コースを設置した学校において、就職率の向上などの成果が出ていることから、引き続き未設置校と職業コースの設置について協議を行います。

○ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実（特別支援教育室）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 特別支援学校が専門機関との連携を図るなどして、地域の特別支援教育のセンター的機能^{*}の充実を図るとともに、幼稚園や小・中学校、高等学校の教職員の専門性向上のための研修に取り組み、障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の一

層の充実を図りました。また、県内全ての公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、特別支援教育コーディネーター*の指名及び校務分掌への位置付け、特別支援教育に係る校内委員会の設置、特別支援教育に関する校内研修の実施がなされました。

- (イ) 発達障害のある幼児児童生徒への適切な支援を行うことができるよう、公立幼稚園、小・中学校、高等学校に対して個別の教育支援計画の作成を促したところ、計画が必要な幼児児童生徒への作成率は100%でした。このことで、学校が特別な支援が必要と判断した全ての児童生徒等について、障害の特性に関するアセスメントが実施され、保護者及び関係機関との連携の下、支援の検討等が行われました。
- (ウ) 教職員のアセスメント能力の向上を図ったことにより、高等学校における発達障害への気づきが促され、これに伴い巡回相談員及び専門家の高等学校への派遣回数も増加しており、支援の充実につながりました。

イ 課題・問題点

- (ア) 幼稚園、小・中学校、高等学校において、教職員の専門性の向上や情報引継のシステム等の校内支援体制を充実させることで、就学前から高等学校まで、一貫した支援の充実を図る必要があります。
- (イ) 特別支援教育の一層の充実を図るためには、保護者や地域社会への特別支援教育に対する理解啓発をより推進する必要があります。
- (ウ) 現在、必要な全ての幼児児童生徒について作成されている個別の教育支援計画に加え指導目標、指導内容、指導方法等を明確にするため、個別の指導計画の作成を推進する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 特別支援学校において教職員の専門性向上のための研修を実施し、特に自立活動に関する専門性の向上を図り、地域内の幼稚園や小・中学校及び高等学校に対するセンター的機能を充実させます。
- (イ) 小・中学校に設置されている特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象に特別支援学校と連携した実践的な体験研修を実施し、専門性の向上を図ります。
- (ウ) 特別支援学校と高等学校との人事交流の促進や、高等学校教員の中央研修会への派遣、高等学校における特別支援教育に関する学校訪問や研修の実施など、高等学校における発達障害のある生徒への支援の核となる教員の養成を図ります。
- (エ) 発達障害やその傾向のある児童生徒に対する効果的な校内支援体制の構築に係る検討を行います。
- (オ) 県立特別支援学校と小・中学校等の間の情報の共有及び引継ぎの促進を図るため、特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会等を実施します。
- (カ) 発達障害を含む障害のある生徒の中学校から高等学校への情報引継ぎを円滑に行うための仕組みを検討します。

- (キ) 県内の保育所・幼稚園、小・中・高等学校の全ての保護者を対象として、発達障害に対する理解を深めるためのリーフレットを作成します。

○ 関連する諸課題への対応（特別支援教育室）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 市町教育委員会や県立特別支援学校の担当者を対象とした研修を行い、インクルーシブ教育システム※及び合理的配慮等への理解促進を図った結果、発達の視点から見た合理的配慮の捉え方と乳幼児期からの連携等の重要な観点について理解が深まりました。
- (イ) 特別支援学校と小・中学校等の相互理解を図るため、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒等の交流及び共同学習を387回実施し、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の相互理解が促進されました。

イ 課題・問題点

- (ア) 居住地校交流の実施者数は、平成21年度から毎年増加していましたが、平成25年度からはわずかに減少する傾向となっています。また、実施率（在籍者数に占める実施者数の割合）については3割程度にとどまっている状況が続いていることから、市町教育委員会や小・中学校への周知を行うなど、一層の推進を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

（インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実（特別支援教育室））

- (ア) インクルーシブ教育システムや障害者差別解消法※に基づく、合理的配慮及び基礎的環境整備等への理解を進めるため、市町教育委員会等の担当者を対象とした研修を行います。
- (イ) 居住地校交流を一層推進するため、市町教育委員会や小・中学校への周知を図ります。また、引き続き保護者の付き添い等の課題について検討していきます。

<平成27年度実績評価（外部評価）>

- (ア) 生徒の海外留学については、かつてに比べると支援制度が充実していると感じる。外の世界に目を向けてもらうためにも、支援を広げていってもらいたい。ただし、留学先において日本人同士でかたまってしまい、何年たっても英語が上達しないということもある。特に日本人は新しい環境に対して引きがちなところがあるので、そういった環境に対応できるコミュニケーション能力を付けてもらいたい。
- (イ) 学力が低いということは、直接的に生活へ支障を与えるものではないが、間接的に就職などへ影響してくるので、一定の学力の定着は必要である。
- (ウ) 高校再編について、統廃合は縮小・委縮といったマイナスの印象を持つてしまうので、再編校の教員が再編をきっかけとした良い高校づくりをやっていくことが大切である。
- (エ) 中高一貫型の学校ができて、地域の中学校が疲弊しているということを聞く。また、県内外の私立学校への生徒の進学や小中一貫校の誕生、少子化による生徒の減少など教育現場は変動している。佐賀県全体の教育として危機感を持って深刻に受け止め、検証を行ってもらいたい。
- (オ) 最近、障害者の方々が巻き込まれる事件が起きているが、障害者に対する認識が誤解されないよう、努めてもらいたい。
- (カ) 特別支援学校のスクールバスの在り方について検討するための関係者会議の設置は良いことだと思う。27年度に諸課題が整理されたなら、28年度につながる課題が見えてくるのではないかな。
- (キ) 特別支援学校のスクールバスについては以前から地域で課題にあがっていたので、関係者会議の設置は良いことである。様々な地域で、地域にあるファミリーサポートセンターの方々が自家用車で学校まで送迎をしているという現状があるため、行政・地域がもっと連携していくことが大切である。
- (ク) 特別支援学校の就職希望者の就職率は上がっているが、就職後の追跡調査はしているのか。学校側と就職先との認識のズレがある場合がある。どの程度、相手方と話し合いの場を持ち、状況を理解した上で就職あっせんをしているのかが気になる。

<基本方針Ⅳの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
指標 1 I C T を利活用 した授業を受け るのが楽しみで ある児童生徒の 割合（小・中学 校）	%	83.8	85 ----- 83	86	88	90
指標 2 I C T を利活用 した授業に対す る生徒の満足度 （県立高校）	%	78.6	81 ----- 82	84	87	90
指標 3 高校生の海外留 学者、中・高校 生の海外研修旅 行者数	人	131	140 ----- 159	160	180	200
指標 4 中・高校生の体 験的英語活動へ の参加者数	人	900	925 ----- 1,089	950	975	1,000
指標 5 「特別支援教育 コーディネータ ー等スキルアッ プ研修」に小・ 中学校より参加 した教職員等の 累計	人	773 (H23～ H26 の 平均)	800 ----- 784	1,600	2,400	3,200
指標 6 特別支援学校高 等部の生徒にお ける就職希望者 の割合	%	34	34 ----- 30	34	34	34
指標 7 特別支援学校高 等部の生徒の就 職希望者におけ る就職者の割合	%	88 (H23～ H26 の 平均)	88 ----- 97	88	88	88

基本方針Ⅴ	教育活動を支える環境の整備
--------------	----------------------

<平成２７年度施策の取組方針>

「生きる力」を育む教育活動を支える、優秀な教職員の養成・確保や安全・安心な学習環境の整備など、県民から信頼される質の高い教育環境の整備に取り組みます。

(１) 優秀な教職員の確保・育成

教育的情熱あふれる優秀な人材を養成・確保するため、教員の採用選考方法の充実や工夫・改善を図るとともに、大学との連携による教員の育成などに努めます。また、ライフステージに応じた研修の充実などによる教職員の資質向上や、個々の能力や実績を適切に評価し能力開発等に生かすシステムの確立に努めます。

(２) 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

児童生徒の生活の場、学習の場として、教育内容の高度化、指導法の多様化に対応した学校施設・設備の整備を推進します。また、安全・安心で快適な学習環境の整備のため、学校の耐震改修やユニバーサルデザイン化はもとより、危機管理体制の整備・充実を図ります。

(３) 信頼される学校づくりの推進

学校は、教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに、意見や要望を教育活動の改善に生かしていきます。また、学校の組織としての取組や関係者が一体となった取組を支援するなど、保護者等から一層信頼される学校づくりを推進します。

(４) 雇用・経済情勢への対応

経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し修学支援を行うことにより、教育を受ける機会の保障に努めます。

<関係課>

教育総務課、教育振興課、教育情報課、教職員課、学校教育課、保健体育課

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) 優秀な教職員の確保・育成

○ 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実（教育振興課・教職員課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) より優れた人材を確保するため、小学校特別選考を拡充して、英語に加え、新たに算数、理科を追加するという改善を行いました。この選考で採用した教員が中核となり、小学校における理数教育を一層推進していくこととしています。
- (イ) 申込者数が、1,169人（前年度1,264人）で、受験者倍率（受験者／名簿登載者）は4.2倍（前年度比△0.9ポイント）でした。なお、ここ4年間の平均受験者倍率は5.5倍です。
- (ウ) 教員志望の学生に対し、教員としての使命感と実践力を育むため、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進しました。派遣学校数は56校で、派遣人数は延べ196人でした。学生にとっては教育活動に直接携わり、児童生徒への支援を通して教職への魅力を肌で感じることができ、教職への意欲を高めることができました。学校にとっても学生の学習支援により児童生徒に対しきめ細かな指導を行うことができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成していくことが必要です。また、今後の大量退職の時期を迎えるに当たり、計画的な教職員の確保の必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など、様々な能力や特性等を持つ優秀な人材を幅広く求めるため、教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行います。具体的には、「英語特定資格所有者特別選考」、特別支援学校教育専門試験の第一次試験での実施、社会人特別選考において特別免許状の授与を条件とした選考の実施等を行います。

○ 教職員研修の充実（教育振興課・教職員課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 教職員の資質向上を図るため、経験年数別研修（初任者研修、3年経験者研修、10年経験者研修）、職務別研修、課題別研修に取り組みました。初任者研修については27年度からの実施方法の大幅な見直し（校内研修210時間→150時間、校外研修25日間→13～14日間）により、初任者の負担軽減及び児童生徒と向

き合う時間の確保を図ることができました。また、研修体系の総合的な見直しを図るために、教職員研修検討ワーキングチーム会議等により、現在の教職員研修の点検・検証の作業を進めました。

イ 課題・問題点

- (ア) 教職員研修を教員のライフステージ及び重要教育課題に対応した研修とするには、教職員研修体系を明確化し、研修を精選することが必要です。また、中央教育審議会（教員の資質能力向上特別部会）の答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」において示された教員養成の在り方、教員免許制度の在り方、現職研修の在り方などを踏まえ、必要に応じて新たな対応や見直しを行う必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 基礎学力の向上や特別支援教育、ICT利活用能力向上のための研修、民間企業等での社会体験研修など、時代の変化に対応した専門的な知識や指導法の改善等を目的とした計画的・実践的な研修の充実を図ります。
- (イ) 教職員研修検討ワーキングチーム会議を引き続き開催して、現在の教職員研修の精選・整理に取り組むとともに、国の動向を踏まえた検討を進めます。

○ 教職員評価システムの充実（教職員課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) すべての公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）において評価・育成システムを活用し、個々の教職員の校内組織における役割と責任を明確化するとともに、校長等による面談や日常の指導・支援等を行い、教職員の資質向上及び学校組織の活性化を図ることができました。
- (イ) 校長や教諭等を対象としたアンケートの調査結果を生かした評価者研修会を開催し、評価力の向上や指導・育成力の向上等に役立てることができました。
- (ウ) 平成28年度から新たな人事評価制度※を導入するに当たり、平成27年10月～12月に16校を対象に人事評価制度の試行を行い、その結果と反省点を平成28年度からの本格実施に役立てることができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 新たな人事評価制度については、より効率的な制度にしていくため、引き続き改善を図っていくことが必要です。なお、平成28年度からの新たな人事評価制度では、評価育成システムにおける自己目標申告書を人事評価制度の業績評価表に移行しました。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

(教職員評価制度の充実 (教職員課))

- (ア) 新たな人事評価制度については、教職員一人ひとりが自らの資質の向上や能力の開発に努め、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立てられるよう、また教育現場での運用の状況や課題などを踏まえ、より効果的な制度となるよう取り組みます。

○ 意欲や専門性に富んだ人材の活用 (教職員課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度(F A制度)のより一層の活用を推進しました(F A制度による転任 H27:53人)。転任した教員は、学校内で学力向上、特別支援教育の推進等に中核となって活躍しています。
- (イ) 平成27年度末に、平成28年度スーパーティーチャー※として、新たに4人を認証し、スーパーティーチャーの数は25人となりました。

※ スーパーティーチャーの配置状況 (平成28年度)

小学校12人(国語2、国語・ICT利活用教育1、算数・ICT利活用教育1、理科・ICT利活用教育1、道徳2、外国語活動2、特別支援1、ICT利活用教育2)

中学校7人(国語1、社会1、数学1、理科1、英語1、英語・ICT利活用教育1、生徒指導1)

高等学校6人(国語1、世界史1、数学1、化学・ICT利活用教育1、英語1、特別支援肢体不自由教育・自立活動1)

- (ウ) 学校が抱える課題に対応するため、また児童・生徒や各教科について、より高度な知識・専門性を身につけた教員の採用、育成を図るため、採用選考試験の改善による専修免許状取得者の優遇、教職大学院への現職教員の派遣等による専修免許状取得の推奨に取り組んだ結果、平成27年度末に専修免許状を取得している教員数は、733人になりました。

【指標】専修免許状を持つ教員数

H27目標 730人 → H27実績 733人

イ 課題・問題点

- (ア) スーパーティーチャー制度については、学校や各種研修会等での効果的な活用を促進していく必要があります。一方、ICT利活用教育の推進や特別支援教育の充

実が求められている現状があり、引き続きICT利活用教育や特別支援教育の分野で優れた人材をスーパーティーチャーとして認証する必要があります。

- (イ) 小学校での英語の教科化への対応やグローバル化に対応した教育の推進のためには、外国語（英語）指導及び理数教育に堪能な人材の確保とともに、スーパーティーチャーとしての認証をする必要があります。
- (ウ) 学校が抱える課題に対応するため、また児童・生徒が各教科について、より高度な知識や専門性を身につけた教員による指導が受けられるようにするため、大学院でより専門的に学んだ人材を確保・育成する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証し、十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力向上に取り組みます。更に、今後の認証に当たっては、引き続きICT利活用教育や特別支援教育、また、外国語（英語）教育の分野において優れた人材の発掘に努めます。
- (イ) 英語指導及び理数教育に堪能な小学校教諭の採用に力を入れるとともに、英語教育推進リーダー※を養成し、外国語（英語）教育の地域の核となる人材を育成します。
- (ウ) 大学院でより専門的に学んだ人材を確保・育成するため、引き続き採用選考試験の改善による専修免許状取得者の優遇、教職大学院への現職教員の派遣等による専修免許状取得の推奨に取り組みます。

○ 教職員メンタルヘルス対策の充実（教職員課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) メンタルリーダー※を育成するため、新任所属長等研修会のほか、新任教頭、新任事務長及び新任主幹教諭を対象とした研修を実施し、また、管理職や主幹教諭、指導教諭等を対象とした傾聴法の実技を含む研修を実施し、各学校におけるメンタルヘルス対策、特に校長・教頭等の管理職が行うラインによるケア（上司が部下のために行うメンタルヘルス対策）に活かしました。
- (イ) 各学校において、研修会の実施、職場環境改善の取組、相談窓口の周知に努め、各学校におけるメンタルヘルス対策、特に教職員が自ら行うセルフケア力の向上に活かしました。
- (ウ) 病気休暇入りの時点から重症化しないよう早期対応に努めました。その結果、職員のセルフケア力の向上と職場内での管理職が行うラインによるケアの充実により、平成27年度の精神性疾患による病気休暇者数は53人と、昨年度と同数であり、大幅な増加を防ぐことができました。
- (エ) 病気休職者の休職に伴う不安を軽減し、休職期間の短縮や再発防止、円滑な職場復帰を進めるため、休職時から復職に向けた支援を充実させました。また、平成27年度の復職者のうち、復職後病状が悪化し休職に再度入った者は1人と、昨年度

より1人減少し、管理職が行うラインによるケアの充実と合わせて復職者に対する支援が適切に実施できました。

イ 課題・問題点

- (ア) 本県の教職員の精神性疾患による病気休職者は、平成27年度は56人に増加し、過去最多となりました。
- (イ) 病気休暇・病気休職を減らすには、なお一層の予防的取組を行う必要があります。
- (ウ) 精神性疾患による休職者は、一旦復職しても再発して休職を繰り返すことが多く、引き続き、適切な復職時期の判断や復職後の支援など再発を予防するための取組を行う必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) メンタルヘルスに関する意識の啓発に取り組み、日頃から心身の健康状態の自己チェックを行い、ストレスに対処できるようセルフケアの向上を図ります。
- (イ) 管理職等を対象にメンタルヘルスの研修を実施し、ラインによるケアの充実を図り、メンタルヘルス不全の早期発見・早期対応に努めます。
- (ウ) メンタルヘルスに関する専門家の指導助言を受け、心身の健康増進に努めることができるよう、県教育委員会等の相談窓口の積極的な活用を促進します。
- (エ) 労働安全衛生管理体制の整備・充実を図り、気軽に相談したり情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。
- (オ) 病気休暇入りの時点から重症化しないよう引き続き早期対応に努めます。
- (カ) 病気休職者の休職に伴う不安を軽減し、円滑な職場復帰や再発防止を図るため、休職時から復職に向けた支援を充実させます。
- (キ) 県立学校及び教育庁職員を対象にストレスチェック※を実施します。
- (ク) 職場環境の改善及び職員の健康管理等について充実を図るため、全ての県立学校に産業医資格を有した医師を産業医として選任します。
- (ケ) 病気休業者の円滑な職場復帰を支援するために、病気休業者支援相談室を設置します。

(2) 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

○ 学校施設の整備推進 (教育総務課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 校舎の耐震化については、改築工事を鹿島高校、小城高校、多久高校の3校で取り組み、小城高校、多久高校の2校が完了し、鹿島高校は継続で工事中(平成29年度中に完了予定)です。また神埼高校については、平成27年度から全面移転改築による整備を進めており、用地測量等を実施しました。なお、県立高校の平成28年4月1日現在の耐震化率は99.3%となっており、神埼高校の2棟が残っている状況です。
- (イ) 非構造部材の耐震化※については、屋内運動場等における吊り天井撤去工事を18棟、照明等補強工事を24棟実施しました。
- (ウ) ユニバーサルデザイン整備※については、上記耐震改築工事が完了した2校の校舎に、1階部分の段差解消や多機能トイレの設置など基本整備を実施しました。また、個別の障害への対応が必要となる生徒が入学した高志館高校において、必要な個別整備(エレベーターの設置や多機能トイレや手摺の増設等。平成28年5月完了)を実施しました。
- (エ) 平成27年10月に策定された特別支援教育第三次推進プランに基づく整備については、特に児童生徒数の増加が顕著な大和特別支援学校において校舎(普通教室)を増築することとしました。平成27年度は基本設計を実施したところであり、平成29年度中の工事完了を目指しています。
- (オ) 学校施設の老朽化対策にかかる長期保全計画※の策定について、平成27年度は、対象建築物の経年や改修履歴などの基礎調査を実施すると共に、劣化状況調査の方法を検討しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 校舎の耐震化については、神埼高校が全面移転改築による整備のため、大規模(約4ha)の造成工事、それに伴う公有水面の付替え等を要することから、地元との調整を円滑に進めるなど、平成31年度完了に向けた進捗管理に努める必要があります。
- (イ) 非構造部材の耐震化については、耐震化工事との兼ね合い等により時期の調整が必要となったことから、吊り天井の落下防止対策については、7棟が未完了となっており、引き続き対策工事に取り組む必要があります。なお、工事については、神埼高校を除き平成29年度までに完了予定としています。
- (ウ) 大和特別支援学校の増築工事については、平成29年度中の完了に向けての進捗管理に努めると共に、知的障害の生徒が増加傾向にあることから、中原特別支援学校や唐津特別支援学校等、他の特別支援学校においても、施設整備の必要性が生じないか、特別支援教育推進室とともに検討していく必要があります。
- (エ) 学校施設の長期保全計画策定に向けて、施設の実態を把握するための調査方法、

整備方針を決定する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 校舎の耐震化について、鹿島高校の校舎の改築工事は、平成28年度中に完了する計画です。なお、外構工事等の関連工事がすべて完了するのは平成29年度の予定となっています。神埼高校は、計画どおり造成工事や建築基本設計に取組むこととしています。
- (イ) 非構造部材の耐震化は、吊り天井撤去工事を三養基高校の1棟(体育館)、照明等補強工事を鳥栖工業高校の3棟(体育館・武道場・レスリング場)で実施することとしています。
- (ウ) 大和特別支援学校の増築については、建築工事に着手します。
- (エ) 長期保全計画の策定については、平成27年10月に策定された佐賀県ファシリティマネジメント基本方針に基づき、学校施設整備の基本的な方針を定めると共に、施設毎の計画を専門家による計画的な実地調査・劣化状況評価を実施した上で、策定することとしています。

○ ICT環境の整備 (教育情報課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 特別支援学校高等部新入生及び担当教職員への学年進行での情報端末整備が完了しました。
- (イ) 佐賀県教育情報システム(S E I - N e t)の運用・機能強化と併せ、市町での導入促進に向けた働きかけを行いました。
- (ウ) これらの取組により安全・安心な学校施設の整備を図りました。

イ 課題・問題点

- (ア) 学習用P C等の操作指導、トラブル等への教育現場の状況に則した対応や、快適な動作環境に必要な学習用P C等I C T機器の計画的更新、インターネット回線容量の確保等を行う必要があります。
- (イ) 佐賀県教育情報システム(S E I - N e t)の利便性の改善・機能強化、利用者ニーズや新たな課題への対応を行う必要があることから、継続した運用・機能強化やセキュリティ対策の強化を図る必要があります。なお、セキュリティ対策では、システムの構成内容の見直しなどのハード面や、運用の見直しや使用者の意識改革などのソフト面の両面において幅広い観点から俯瞰し対策を講じるなど、その強化を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 引き続き学習者用P C購入時の費用の一部を補助するとともに、学習用P Cや電子黒板等I C T機器の操作に対する助言、軽微なトラブル対応等のためのヘルプデ

スクを設置し、現地員を各県立学校に配置します。

- (イ) 県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化を行います。
- (ウ) 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の機能強化による、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。併せて、I C T利活用教育の核となる佐賀県教育情報システムの市町教育委員会単位での活用を促進します。なお、セキュリティ対策に関しては、引き続きシステムの運用面及びシステムそのものの問題の有無等について調査し必要な手立てを講じるとともに、今後とも不断に充実・強化について検討、実施していきます。

○ 学校の安全管理の充実（保健体育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 各学校の学校安全計画策定に対して指導・助言を行うとともに、学校内や通学路の安全について対策を講じるよう指導し、学校の安全管理の充実を図りました。
- (イ) 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について研修を行い、学校等における安全教育及び安全指導体制の充実・整備を図りました。

イ 課題・問題点

- (ア) 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、日頃から学校内や通学路の安全点検を行うなどして安全の確保に努める必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 各学校の学校安全計画策定に対して指導・助言を行うとともに、学校内や通学路の安全について対策を講じるよう指導し、学校の安全管理の充実を図ります。
- (イ) 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について研修を行い、学校等における安全教育及び安全指導体制の充実・整備を図ります。

○ 学校の危機管理体制の整備・充実（教育総務課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 公立学校から報告のあった約180件の事案の中から必要と思われる事案について、学校に対して県の関係課等を通じて指導や助言等を行うことで、より適切な対応に寄与しました。
- (イ) 学校現場における危機管理体制の整備、教職員の危機管理意識向上に資するため、校長、教頭、事務長など管理職等を対象とした研修会をはじめ、10年経験者研修や学校に新たに配属される臨時的任用職員等に対する研修会等において、危機管理研修を10回実施し、延べ1,188人が受講し、事後アンケートでは「危機管理の重要性を改めて理解した」など教職員の危機管理意識の向上がみられました。

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒を巻き込んだ様々な事件・事故や予期せぬ自然災害が度々発生していることから、児童生徒が安全にかつ安心して学校生活を送れる体制づくりが強く求められています。
- (イ) 各学校においては、家庭、地域の関係機関・団体等と連携し、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求め、学校の安全・安心の確保に一層努めるとともに、管理職をはじめとするすべての教職員が危機管理意識の更なる向上に努めていく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 県教育委員会で作成している「教育現場における安全管理の手引き」※や各種マニュアル類、更に各学校における危機管理マニュアル※の点検や見直しを進め、引き続き学校における危機管理体制の一層の充実に努めます。
- (イ) 危機管理マニュアルの整備だけでなく、危機を想定した訓練等の積極的な実施、教職員の危機管理意識向上のための校内研修等を実施するよう指導します。

(3) 信頼される学校づくりの推進

○ 学校組織マネジメントの確立 (教育振興課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学校経営が組織として機能的に行われるよう、校長等を対象とした学校組織マネジメントに関する研修、中堅教員を対象とした研修などを大学とも連携しながら実施し、校長等のマネジメント力を高め、学校経営の改善を図りました。
- (イ) 県立学校に157人の学校評議員※を配置するとともに、学校評議員研修を実施することで、学校評議員からの適切な意見を受けて学校運営改善につなげるなど、学校評議員の活用と開かれた学校づくりを図ることができました。
- (ウ) すべての公立学校で学校評価※を実施し、学校経営における現状の課題等を明確にし、改善のために活用しました。評価計画及び結果については、県立学校では学校ホームページに掲載するなど、すべての学校で公表しました。これにより開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進することができました。
- (エ) 学校評価分析委員会において、保護者等の学校評価への理解を深め、更に関わってもらうための周知等の取組や学校運営の改善により活用するための方策について意見を聴取しました。当該意見の内容及び学校評価実施要領における関係記述について、市町教育委員会及び県立学校に対し情報提供し、取組の推進について依頼を行うことで、学校評価制度の改善充実を図ることができました。
- (オ) 学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合が、平成27年度は64.6%でした。

【指標】学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合

H27実績 64.6% (調査初年度)

イ 課題・問題点

- (ア) 学校評価を学校運営改善のツールとして有効に活用するため、PDCAサイクルに基づいた学校評価システムを確立し、よりよい学校づくり・教育の質の向上を強く意識した取組となるようにしていく必要があります。
- (イ) 学校評議員については、マンネリ化（学校側からの報告を聞くだけになるなど）しないような工夫の必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 各学校において、教育活動や学校運営に関する自己評価と保護者及び地域住民などの関係者による評価（学校関係者評価）を実施します。その際、達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民からも理解と協力を得て、学校教育の改善に取り組むなど開かれた学校づくりを推進します。
- (イ) 学校評価が学校運営改善のツールとして有効に活用されるよう、自己評価や学校

関係者評価の更なる活用方法等について学校評価分析委員会において検討を行い、市町教育委員会や県立学校に情報提供を行います。

- (ウ) 学校評議員については、取組がマンネリ化しないよう、学校評議員の研修会において積極的な関わりについての実践協議を行うとともに、学校長に対して協議内容を周知し学校評議員の積極的な活用を促していきます。

(4) 雇用・経済情勢への対応

○ 修学支援の充実（教育総務課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 育英資金※の平成27年度の新規貸与者数は977人でした。これは平成24年度に制度を拡充する前と比較して約3割増加しており、入学一時金の創設や高額通学費の増額などが高校生の就学にかかる経済的負担に対応したものであったと考えます。
- (イ) また、平成26年度から県立高等学校に入学するすべての生徒が学習者用PCを購入することに伴い、負担軽減を図るため、育英資金の入学一時金の増額及び在学中に分割払いで返還可能な購入費貸付制度を開始しました。平成27年度は、入学者数の約1割にあたる568人が制度を利用して学習者用PCを購入しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 育英資金については、今後とも必要な時に必要な人が活用できるよう、制度の周知に努める必要があります。
- (イ) 一方、貸与者からの返還金については、これまでの返還指導等の取組の結果、未収債権は前年度より減少しましたが、引き続き適切な運営を確保する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 育英資金について、引き続き広報など制度の周知に努めます。また、要件を満たす希望者全員に貸与できるよう予算の確保に努めるとともに、きめ細かな返還指導や返還猶予制度の適切な活用などにより、収入未済の解消と返還率の向上に努めます。

○ 就職支援の充実（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) すべての専門高校16校と総合学科4校、就職希望者の多い普通科3校、計23校に1人ずつ、また、総括業務として学校教育課内に1人の合計24人の就職支援員を配置し、新規求人開拓や生徒・保護者に対する就職相談などの支援を行いました。
- (イ) 平成28年3月末の就職内定率は98.7%と前年比0.8ポイント減でしたが、過去5年間で2番目に高い就職内定率となりました。

イ 課題・問題点

- (ア) 産業別求人への偏り、原油価格や為替・株式相場の変動など予断を許さない状況には変わりはなく、雇用情勢は依然として見通しが不透明であり、引き続き生徒の就

職支援に学校を挙げて取り組んでいく必要があります。

ウ 《参考》平成２８年度の具体的取組と工夫

- (ア) 平成２７年度をもって、国の緊急雇用創出基金が終了したことにより、就職支援員配置事業についても終了となりましたが、引き続き佐賀労働局、県産業労働部とも連携しながら学校訪問を通じて指導主事等によるきめ細かな指導を行うなど、就職を希望するすべての生徒の就職が実現できるよう各学校の取組を支援していきます。

<平成27年度実績評価（外部評価）>

- (ア) 採用試験について受験者倍率が下がっているが、質を担保するためには一定の倍率は必要である。中長期的に考えて人材を採用してもらえればと思う。
- (イ) 人事評価をしたとき、教職員は自己評価がマイナスになりがちであるので、中長期的に教職員が実力を発揮していけるように養成と採用研修を一体で進められないかと思う。職務に求められるレベルが上がってきており、教職員の仕事環境も変化してきているため、教職員評価システムの在り方について、何か新しい取組や工夫を講じてもらいたい。
- (ウ) 新しい人事評価制度の導入についてはいいことだと思う。教職員の意欲を高めるためにも更なる導入をしてもらえればと思う。
- (エ) メンタルリーダーの育成は、現場の中で生かされているのか。例えば自分が苦しかったとしても、上司に打ち明けるということは最終手段になると思う。その前の段階で話や情報共有ができれば予防ができるのではないのか。上司だけではなく、同僚となる教職員の研修にも傾聴法等の研修を加えていくべきではないか。同じ仲間同士で話し合える環境は大事だと思う。
- (オ) かつてに比べ様々な問題を抱える就学前児童が増えており、就学してから小学校のシステムについていけない子どもが多くなっている。幼保小連携については、なだらかな接続の必要性がある。そのためにも小学校の先生が幼稚園などの現場を知ることは重要なので、研修などでそういった機会を設けてもらいたい。
- (カ) 就職内定率については良い一方、全国的に3年以内の離職率が高い数値となっている。これは本人の資質と職業のミスマッチがあると考える。就職後の追跡調査はできないのだろうか。地方から都会へ若者が流出している現状があるので、調査したデータを活用し、佐賀県に若者を引き戻せるような組織的対策を考えてもらいたい。

＜基本方針Ⅴの成果指標＞

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
指標 1 専修免許状を持つ 教員数	人	702	730 ----- 733	770	810	850
指標 2 英語教育推進リー ダー中央研修伝達 講習に参加する教 員数	人	0	140 ----- 138	270	410	550
指標 3 長期保全計画の策 定・整備			計画策定 9月まで ----- —	整備	整備	整備
指標 4 学校評価を学校運 営の改善に活用で きたと回答した学 校数の割合	%	— ※25年度 間	調査開始 ※26年度間 ----- 64.5	前年度以上	前年度以上	前年度以上

基本方針Ⅵ	文化財の保護
--------------	---------------

<平成２７年度施策の取組方針>

佐賀の歴史や伝統、文化を理解し、次世代へ伝えていくため、県民の貴重な文化財の調査・保存、整備・継承を図ります。

（１） 文化財の調査・保存

佐賀の歴史や伝統、文化を物語る文化財について、調査を行い、重要な文化財については保存を図ります。

（２） 文化財の整備・継承

現代社会において忘れ去られがちな地域の文化財について、県民の理解を高めるとともに、その整備を行い、後世に継承します。

<関係課>

文化財課

＜平成27年度における主な取組と成果（自己評価）＞

(1) 文化財の調査・保存

○ 県内文化財の調査と適切な保存（文化財課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 文化財を保護するためには、文化財関係機関だけではなく、開発等関係機関との調整も重要であり、開発事業の計画や進捗状況を把握し協議を行うなど、開発担当部局等と連携しながら文化財の調査・保存に取り組みました。
- (イ) 吉野ヶ里遺跡の発掘調査は、平成24年度で発掘作業を一旦終了し、これまでの調査成果のうち、弥生時代の墓地に関する成果をまとめた調査報告書を作成しました。また、発掘調査で得られた情報は、国営吉野ヶ里歴史公園整備事業に活用されたほか、出土品等の展示、貸出及び保存活用事業等により、公園来訪者の吉野ヶ里遺跡に対する理解醸成に貢献しました。
- (ウ) 名護屋城跡並びに陣跡地区の中近世城館跡緊急分布調査を行うなど地域に遺された文化財の調査を行いました。また、佐賀市東名遺跡の国史跡指定への取組に対して、資料作成に関する技術的助言等の支援を行うことにより、平成28年の国史跡指定の答申につながりました。
- (エ) 有田町教育委員会が実施した有田焼400年事業に伴う山辺田窯跡発掘調査に対して技術的及び財政的支援を行いました。また、発掘調査発表会の開催などにより有田焼の歴史的・学術的価値についての新たな情報発信を行うことができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 文化財の保護については、開発担当部局と「調整会議」を定期的を開催し、主に農林基盤整備事業や県土整備部所管事業等について調整を行っていますが、平成26年度に文化財保護法の手続きが行われぬまま工事に着手された事例がありました。また、その他の事業や中小規模の開発などは、十分に把握しきれていない現状もありました。開発担当部局との連絡調整システムをより効果的なものとするともに、文化財の保護について、より一層周知を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 開発担当部局と連携し、協議された結果がどの担当者でも齟齬なく理解できるようにするなど、連絡調整システムがより効果的なものとなるよう改善しましたが、今後、このシステムが適切に運用されているか注視していきます。また、遺跡地図※を県のホームページに公開し、誰でも簡単に閲覧できる環境を整えるとともに、全職員を対象にしたeラーニングを制作し、文化財保護の情報や仕組みについて周知しましたが、今後、より一層周知を図り、文化財の適切な保存に取り組みます。
- (イ) 吉野ヶ里遺跡の発掘調査について、引き続き弥生時代の墓地に関する成果をまと

めた調査報告書の作成を行います。また、発掘調査で得られた情報や報告書でまとめられた内容については、出土品等の展示、貸出及び保存活用事業等により、文化財の保護・公開に取り組みます。

- (ウ) 地域に残された文化財の調査を行い、重要な文化財については指定し、適切な保存を図ります。

※ 主な調査等

東松浦・西松浦地区中近世城館跡緊急分布調査

佐賀市東名遺跡の国史跡指定への取組を支援

有田焼400年事業に伴う有田町山辺田窯跡の調査結果の検証を行い、発掘調査報告書の作成や展覧会・シンポジウムの開催などの情報発信を支援

- (エ) 開発と埋蔵文化財の保護との調整を行うため、必要に応じて確認調査を実施し、確認された調査については、保存についての協議を行い、やむを得ず破壊される遺跡については発掘調査を行い、記録保存を行います。

※ 主な発掘調査

有明海沿岸道路建設に伴う発掘調査

九州新幹線西九州ルート建設に伴う発掘調査

○ 世界遺産登録への取組 (文化財課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 三重津海軍所跡を含む23の資産から構成される「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産への登録に向けて内閣官房や佐賀市などと連携しながら、関係部局との連絡・調整を行いました。平成27年度に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録されました。
- (イ) 佐野常民記念館において、三重津海軍所跡に関する展示を充実し、三重津海軍所跡が果たした歴史的役割について啓発するなど、知事部局及び佐賀市と連携して世界遺産登録に向けた機運の醸成を図りました。

イ 課題・問題点

(世界遺産登録後の取組 (文化財課))

- (ア) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつとして、世界遺産へ登録された三重津海軍所跡をこれまで以上に適切に保全し、後世に残していく必要があります。また、三重津海軍所跡の発掘調査や史跡整備を行う佐賀市教育委員会を支援する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

(世界遺産登録後の取組 (文化財課))

- (ア) 世界遺産に登録された三重津海軍所跡の適切な保全について、引き続き知事部局及び佐賀市と連携しながら取り組みます。
- (イ) 築地反射炉等、佐賀県の近代化遺産の歴史的価値を更に明らかにしていくため、佐賀市教育委員会が実施する調査を引き続き支援します。

(2) 文化財の整備・継承

○ 指定文化財の整備と後世への継承 (文化財課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 新たに2件が国・県指定の文化財、1件が登録有形文化財の答申を受け、貴重な伝統文化の継承に寄与しました。
- (イ) 有田町が実施する有田異人館の保存修理や基山町が実施する基肄城跡の保存整備などの事業に技術的・財政的支援を行いました。
- (ウ) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された三重津海軍所跡の整備基本計画策定を行う佐賀市を支援しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 県民自らが故郷の歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためには、価値ある歴史的な文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。
- (イ) 少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が難しくなっています。そのため、子どもたちにふるさとの優れた文化的・歴史的遺産に触れる機会をつくるなどの仕組みをつくる必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、早急に修理・保存施策を講じます。

※ 主な修理・保存

有田町が実施する有田異人館の保存修理事業への支援

鹿島市が実施する鹿島城大手門の保存修理事業への支援

- (イ) 風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、重要なものは文化財指定を行い、映像記録を作成するなど、その継承や後継者育成のために必要な施策を講じます。

(三重津海軍所跡の発掘調査・整備の促進 (文化財課))

- (ウ) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された三重津海軍所跡の発掘調査・整備を行う佐賀市を支援します。

○ 文化財に対する県民の理解 (文化財課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 文化財の重要性とその保護の必要性について県民に理解してもらうために、ホー

ホームページを更改するとともに、文化財に関する講座・講演会に積極的に参画し、文化財及びその保護の重要性について、広く県民へ周知することができました。

- (イ) 基肄城築造1350年事業の実行委員として、第5回古代山城サミットをはじめとする各種イベントや広報活動に参画し、基山町の重要文化財（史跡）である基肄城の価値や重要性について地元の方をはじめとして、多くの方に理解してもらうことができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 本県には、吉野ヶ里遺跡・名護屋城跡などの史跡の他、有形文化財、民俗文化財、伝統的建造物群など、重要な文化財が多数所在しています。これらの文化財は、地域にとっての誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに、個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な資産であり、その重要性について今後も様々な機会を利用して、県民の理解を高めていく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 文化財の保護に関する各種施策や各種講座・メディアを活用するなど、さまざまな機会を利用して、県民の文化財に対する理解を高めます。また、県のホームページにおいて、県内の文化財を紹介していますが、適宜、より分かり易い内容となるよう努めていくとともに、更に発掘調査の成果を紹介するなどして県民の文化財に対する理解が高まるよう努めます。

<平成27年度実績評価（外部評価）>

- (ア) 文化財について、佐賀県内にはこういった文化財があるのかという実態をあまり知らないで、それを上手くPRする方法を考えてもらいたい。
- (イ) 小学校や中学校の修学旅行などで文化財に触れる機会を設けている学校はどれくらいあるのだろうか。文化財を保護していこうと考えると、子どもの頃から郷土を愛する教育を進めた方が良い。学校の行事などを活用して子ども達に浸透させていくのが効果的だと思う。
- (ウ) 文化財の保存について、個人所有の文化財については維持管理費が所有者の大きな負担となっている。後世に伝えていくためにも、維持管理費用についての補助など柔軟に対応してもらいたい。
- (エ) 伝統文化の継承について、中山間地域では中々子どもがおらず、既に継承が難しい状況になってきている。だからこそ県だけではなく、地域と共に考えていく必要性を感じている。

＜「平成２７年度 佐賀県教育の基本方針(改訂版)」に基づく取組の実績に関する点検・評価

全体の実績評価（外部評価）＞

- （ア） 本会議を通じて改めて教育の重要性を実感したところであり、教職員の責任の重さも改めて感じたところである。だからこそ、教育の基本方針がきめ細かく記載してあるのだと思う。一方で方針に縛られて学校現場が煩忙にならないことを願う。これからも教職員の負担軽減に努めてもらえることを期待している。
- （イ） 自己評価の表現については、分かりにくい箇所があった。より分かりやすくするように用語やデータをまとめたものを作成できないかを今後検討してもらいたい。

【参考】 用語解説

※ の付いた用語について、解説を記載する。

基本方針 I

・全国学力・学習状況調査

文部科学省が、全国的な子どもたちの学力状況を把握するために、平成19年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学6年、中学3年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が実施される。

・佐賀県小・中学校学習状況調査

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成14年度から実施している調査。4月は小学5・6年、中学1～3年を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と児童生徒及び教師への意識調査を実施。12月は小学4～6年、中学1・2年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中のみ））を実施。

・学力向上対策評価シート

全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解するためのシートで、各学校、市町教育委員会における学力向上のPDCAサイクルに活用するもの。

・佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

・学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い経験を有する教員で県内10校に各1名配置。勤務校に週3日、勤務校以外の支援校（1～2校）に週2日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画等各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

・学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、市町教育委員会やPTA等と連携して開催。著名人の講演や先進的な取組を行う学校・地域による実践報告などを行う。

・アクティブ・ラーニング

従来の教師による説明を中心とした受け身的な学習から、アクティブ・ラーニングの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。アクティブ・ラーニングの視点とは「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点があげられている。

・小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（小学校低学年）

確かな学力の定着の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目的として、小学校第2学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、小規模学級又は複数の教師が指導にあたるチームティーチングのどちらかを市町教育委員会が学校の実情に応じて選択できるようにしている。

・小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている35人以下の小規模学級やチームティーチングによるきめ細かな指導のための環境整備をしている。

・佐賀大学文化教育学部と県教育委員会の連携・協力事業

平成17年1月締結の佐賀大学文化教育学部及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的として実施する事業。

・土曜授業

学校教育法施行規則の改正により、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、設置者の判断により土曜日や長期休業中に実施される授業。

基本方針Ⅱ

・ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

・特別の教科である道徳

学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられた。道徳の時間については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

・ユニバーサルデザイン教育

ユニバーサル（全ての、普遍的な）とデザイン（計画、設計）との組合せ。製品、建物、空間等を高齢者や障害者だけでなく、全ての人が利用できるよう最初から考えデザインするという概念であり、ユニバーサルデザイン教育とはこうした考え方を踏まえ、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことをめざしている。

・子ども離島交流プロジェクト事業

参加する児童生徒の生きる力を育むとともに、自分の住む地域の良さを再認識し、地域についての理解や地域行事へ積極的に参加しようとする態度の育成を目的に、高島、馬渡島、加唐島及び小川島のいずれかの島で1日、島内外の小中学生が交流学习や体験学習を行う。

・スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

・スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

・佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定した。

・いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

・心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

・生徒指導支援員

主に少年犯罪に関する法的知識と非行少年対応等の豊富な経験を併せ持つ元警察官として、問題行動等の早期解決等に向けた学校の取組を支援するため、専門的見地から児童生徒への指導や教職員への助言を行う。

基本方針Ⅲ

・スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成25年度からスタートし、種目は「8の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「マラソン選手にちょうせん」「れんぞく馬とび」の5種目がある。

・健康・体づくり推進プラン

小・中・高校において、児童生徒や学校、地域の実態に応じて「体育の授業に関する取組」「運動習慣に関する取組」「生活習慣に関する取組」「食生活に関する取組」「家庭・地域との連携に関する取組」の5つの視点で指導計画を立案し、児童生徒の健康・体づくりが学校教育活動全体を通じて行われるようにしたもの。平成17年度から実施。

・運動部活動での指導のガイドライン

体罰による自死事案が発生したことなどを受け、文部科学省が平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」を含む報告書をまとめた。ガイドラインでは、今後、各学校の運動部活動において適切かつ効果的な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点が示されている。

・学校食育推進計画

学校における食育の推進を図り、学校教育全体で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行うことを目的として作成するもので、「食に関する指導の全体計画」及び「食に関する指導の年間計画」からなり、毎年度、各学校が作成している。

・学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

・学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

基本方針Ⅳ

・佐賀県ＩＣＴ利活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模でＩＣＴの利活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ＩＣＴ利活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長他で構成し、平成２３年７月に設置。

・ＩＣＴ利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会

ＩＣＴ利活用教育推進事業について、これまでの取組を振り返るとともに、今後の在り方について総合的な立場から取組の改善・充実を行うことにより、佐賀県ならではの教育の特色を活かした、より効果的なＩＣＴ利活用教育の実施につなげることを目的としている。委員は、有識者、学校代表、保護者代表他で構成し、平成２７年５月に設置。

・教育フェスタ

県民や全国の教育関係者等への情報発信として、佐賀県が全県規模で取り組んでいる教育の情報化の状況や今後の展望等について発表報告を行うことを目的として開催している大会。学校現場でのＩＣＴ利活用教育状況の公開や、最新のＩＣＴ機器やデジタル教科書等の展示も行っている。

・佐賀県教育情報システム（ＳＥＩ－Ｎｅｔ）

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」、及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の３つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：ＳＥＩ－Ｎｅｔ）。

・スーパーグローバルハイスクール

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバルリーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るもの。

・国際バカロレアプログラム

課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した、スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた教育プログラム。

・グローバル社会で生き抜くＳＡＧＡ人材づくり事業

県教育委員会の事業であり、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた人材育成を図るため、海外留学等への支援や体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行うもの。

・キャリア教育支援事業

若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を体系的に育てるキャリア教育の充実が求められる中、各県立高校・中学校におけるキャリア教育の推進をするために、社会人講師による講話や職場見学、インターンシップなどの取組を支援する。

・インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

・高等学校基礎学力テスト(仮称)

高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進める高大接続システム改革における高等学校教育改革の一環として、高校生の基礎学力の確実な習得と学習意欲の向上を図るとともに、高等学校教育の質の確保・向上を図ることを目的に、平成31年度から導入が予定されている。

・佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議

産学官の関係機関が一体となり県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画及び推進計画の策定を行う。高校生や大学生等の県内就職や県外への就職・進学者のUターン就職を促進するために取り組んでいる。

・さがものづくり産学官連携推進会議

知事部局等と連携し産業人材を育成するための「若年技能者人材育成支援等事業」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画や推進計画を策定し、若年技能者の人材育成支援や技能を尊重する気運の醸成等を図っている。

・新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成30年度から平成33年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第1次と第2次を区分して策定する。

・新実施計画（第1次）

平成26年12月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等。

・新実施計画（第2次）

平成28年度中を目途に策定予定。今後更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等。

・ **高校教育改革プロジェクト会議**

入学者選抜制度の検証や高等学校の学科の在り方など、佐賀県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決に向けた研究を行うため、県教育委員会、小中学校校長会、市町教育委員会、県立学校校長会等で組織し設置した会議。

・ **佐賀県特別支援教育第三次推進プラン**

本県の特別支援教育の基本方針及び施策の方向性を定め、障害のある幼児児童生徒の教育を総合的に推進するために策定しているもので、第二次プランに基づく取組が平成26年度末で終了し、今後も特別支援教育のより一層の充実を図る必要があることから、平成27年10月に策定し、プランの期間は平成27年度から平成30年度までとなっている。

・ **スクールバスの在り方等検討のための関係者会議**

佐賀県立特別支援学校におけるスクールバスの在り方等に係る基本的な方針を決定するに当たって、有識者や保護者等の学校関係者から直接、意見を聴取し、今後の施策の参考とするために平成28年2月に設置された会議。

・ **特別支援学校担当の就労支援コーディネーター**

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

・ **特別支援教育コーディネーター**

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成19年4月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

・ **特別支援学校のセンター的機能**

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を發揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、①小・中学校等の教員への支援、②特別支援教育等に関する相談・情報提供、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援などがある。

・ **インクルーシブ教育システム**

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

・ **障害者差別解消法**

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いな

がら共生社会の実現につなげることを目的とし、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的事項や、障害を理由とする差別解消のための措置等について定めた法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

基本方針Ⅴ

・新たな人事評価制度

平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

・スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。平成20年度（初年度）に5人を認証し、平成28年度は25人を認証している。

・英語教育推進リーダー

英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成の強化に必要となる英語教育に携わる教員の指導力の向上を図るために、国が実施する中央研修を受講し、習得した最新の英語指導法を、小学校において英語教育の中核となる教員や中学校、高等学校の全ての英語科教員を対象に行う講習会で伝達する。

・メンタルリーダー

ライン（管理職等）によるメンタルヘルスケアの充実を図り、心の健康の保持増進やメンタル不調者の早期発見・早期対応、病気休暇・病気休職者の職場復帰や再発予防の支援等のメンタルヘルス対策推進の中核を担うリーダー。

・ストレスチェック

平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場を実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施する予定。

・非構造部材の耐震化

柱、梁（はり）、床などの建物の構造体ではなく、天井材や外装材、照明など、構造体と区分された部材（非構造部材）の、耐震対策を図ること。学校施設については、災害時に避難所として利用される屋内運動場の吊り天井や照明器具等の対策等が求められている。

・ユニバーサルデザイン整備

年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、計画、設計のうえ整備すること。県立学校施設については、1階部分の段差解消、多機能トイレ整備のほか、障害のある生徒の入学等に合わせてエレベーターの整備等を行うこととしている。

・長期保全計画

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため、学校施設の特性に応じた個別施設計画を策定する必要がある。

・教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

・危機管理マニュアル

各学校において、「学校現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実にを行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

・学校評議員

学校の職員以外のもので教育に関する理解及び見識を有するもののうちから、学校長の推薦により設置者が委嘱するもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるなど、学校・家庭・地域が連携協力しながら子供の健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から設けられたもの。

・学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

・育英資金

経済的理由で高校等への就学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高校(同程度の学校含む)に在学する者で一定の要件(学力、家計)に該当する者に育英資金(無利子)を貸与する制度。平成28年度は、貸与基礎額(18,000円)、私学加算(12,000円)、高額通学費加算(通学費のうち5,000円を超える額、上限20,000円)、入学時加算(国公立10～15万円、私立20万円)などとなっている。

基本方針Ⅵ**・文化財（種類・区分）**

文化財保護法による保護の対象となる文化財として ①建造物、絵画などの有形文化財、②演劇、工芸技術などの無形文化財、③民俗文化財（有形と無形がある）、④史跡や名勝、動植物、地質鉱物などの記念物、⑤地域における生活や生業、風土により形成された文化的景観、⑥伝統的建造物群 があり、これらとは別に埋蔵文化財がある。

・遺跡地図

文化財保護法第95条の規定により、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の場所を周知化するための措置として作成された地図。周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発を行おうとするものは、市町教育委員会を経由して佐賀県教育委員会に届出なければならない。

